
品川区こども計画(素案)

<根拠法及び関連する計画>

- こども基本法及びこども大綱
- 子ども・子育て支援法及び市町村子ども・子育て支援事業計画
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
- 次世代育成支援対策推進法及び市町村行動計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」

2024年8月
品川区

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画策定の背景.....	3
3. 計画の位置づけ.....	5
4. 計画の対象.....	6
5. 計画期間.....	6
6. 子ども・子育て、若者を取り巻く状況.....	7
第2章 計画の基本的な考え方	14
1. 本計画の基本理念.....	15
2. 基本方針	16
第3章 計画の展開	18
1. 計画の体系	19
2. 施策の展開.....	21
第4章 教育・保育の量の見込みと確保方策	75
1. 教育・保育提供地域の設定.....	76
2. 幼児期の教育・保育	77
3. 地域子ども・子育て支援事業.....	81
4. 幼児期の教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容	82
第5章 計画の推進に向けて	83

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、子どもやその親を取り巻く環境は大きく変化しています。核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化により、家族間における子育て基盤の弱体化や地域社会の子育て機能の低下から、子育て家庭の孤立が広がり、育児への負担や不安が増大するなど、子育て家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

また、こどもを取り巻く環境は多様化・複雑化し、こどもの貧困や教育・体験格差、不登校や引きこもり、いじめ、虐待、自殺などが深刻な社会現象となっています。

こうした背景のもと、2023年4月には子どもに関係する行政の一元化や取り組みの強化を目的とし、「こども家庭庁」が発足されました。また、「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」をまとめた「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。

2024年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、医療・教育・防災・こども等の準公共分野におけるデジタル化について、官民間やサービス主体間での分野を越えたデータの利活用を促進し、安全・安心を確保しつつ、国民一人ひとりに最適なサービスを提供できるようにすると示されています。

品川区においてはこれまで、「品川区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援事業や多様な保育事業、特色ある教育など、子育て関連事業の充実に取り組んできました。

また、「品川区子ども・若者計画」では、子ども・若者の健やかな成長と社会生活を円滑に営むことができるよう支援施策の一層の推進に取り組んできました。

本計画では、これら二本の計画を一体化することで、子ども・若者、子育て家庭に関する施策に一元的に取り組む、こどもに関する総合的なビジョンを示します。

全てのこどもが健やかに成長でき、子育て家庭が安心して子育てできる社会の実現と、すべての区民が未来に希望を持ち、幸せに暮らすことができるウェルビーイングの実現を目指します。

2. 計画策定の背景

1. 国の動向

1994年4月	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の批准 すべての子どもが持っている権利を保障するために定められた条約です。 1989年の日国連総会第44回会期において全会一致で採択され、日本は1994年に批准しました。
2000年5月	「児童虐待の防止等に関する法律」の施行
2003年7月	「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」の制定
2009年7月	「子ども・若者育成支援推進法」の制定
2014年1月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定
2015年4月	「子ども・子育て支援新制度」の開始
2019年6月	「児童虐待の防止等に関する法律」の改正
2019年6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正 「子どもの現在」の改善を目的に、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見が尊重されることを明記され、市区町村における子どもの貧困計画策定が努力義務化されました。
2022年6月	「児童福祉法」の改正 子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進することを目的に改正されました。要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施を行うことや、児童福祉及び母子健康に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」設置の努力義務化等が規定されました。
2023年4月	こども家庭庁の発足 「こどもまんなか社会」の実現を目的として、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず健やかな成長を社会全体で後押しするために創設されました。
2023年4月	「こども基本法」の施行 日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定められました。
2023年12月	「こども大綱」の閣議決定 こども基本法に基づき、幅広い子ども施策を総合的に推進するため、6つの基本的な方針や施策に関する重要事項が規定されました。

2023年12月	<p>「こども未来戦略」の閣議決定</p> <p>子ども・子育て政策を抜本的に強化し、次元の異なる少子化対策を実現するため、将来的な子ども・子育て政策の大枠とともに、集中取組期間に実施すべき「加速化プラン」の内容が示されました。</p>
2024年6月	<p>「子ども・若者育成支援推進法」の改正</p> <p>子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されています。</p>
2024年6月	<p>「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正</p> <p>こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称されました。</p>

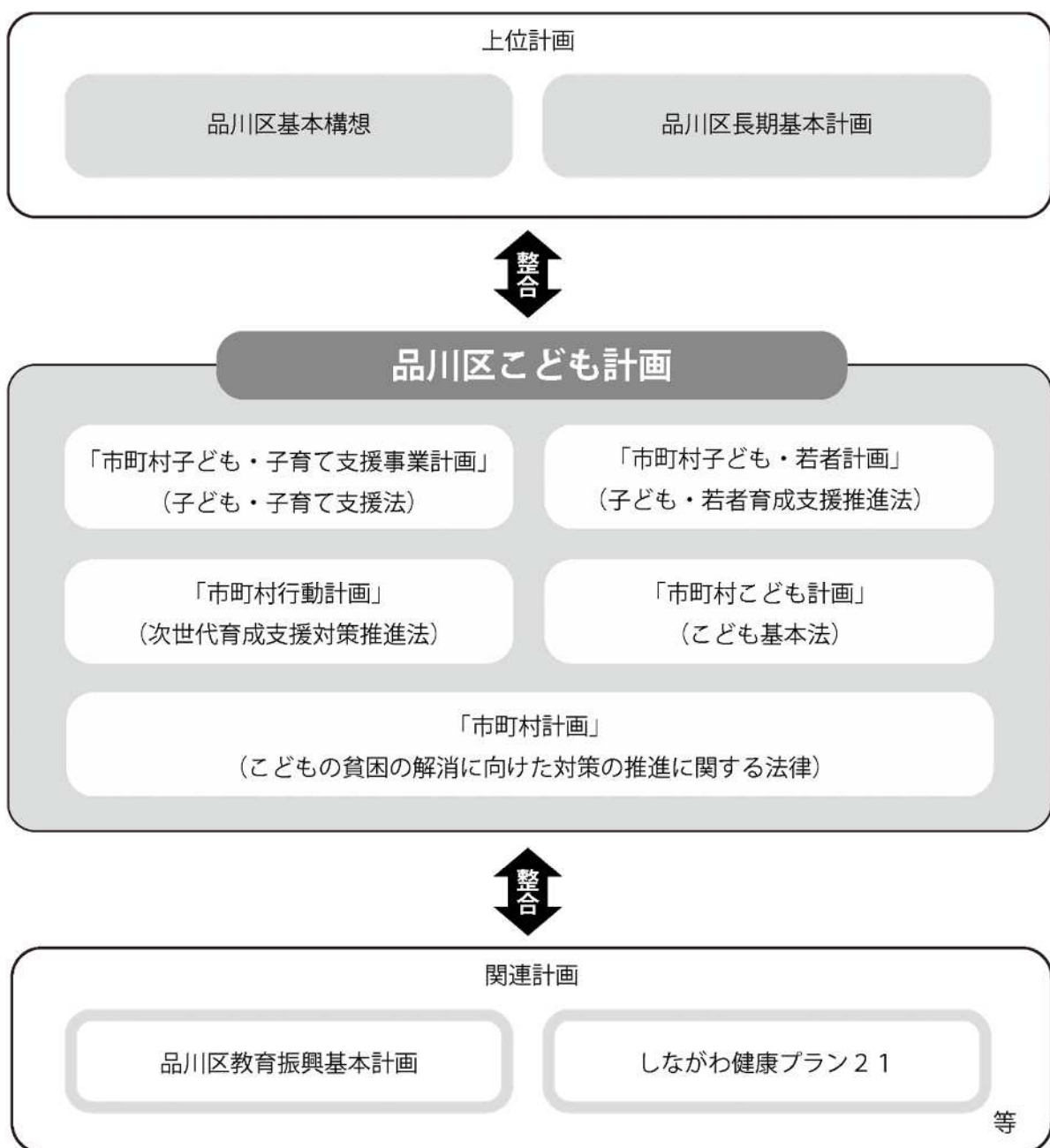
2. 東京都の動向

2021年3月	<p>「東京都こども基本条例」の施行</p> <p>「子どもの権利条約」の精神にのっとり、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先にするという基本理念のもと、子どもの安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等多岐にわたる子ども政策の基本的な視点が一元的に規定されました。</p>
2021年12月	<p>「こどもスマイルムーブメント宣言」発表</p> <p>子どもを大切にできる社会の実現に向けて、都と企業・団体が連携し、子どもの笑顔につながる様々な取組を展開しています。</p>
2023年9月	<p>子供・子育て応援「018 サポート」の申請受付開始</p> <p>0歳から18歳の子どもたちに1人あたり月額5千円を支給し、子どもの育ちを切れ目なく支援しています。</p>
2023年10月	<p>第2子の保育料無償化</p> <p>収入や第一子の年齢に関わらず、0歳から2歳児の第二子の保育料が無償化されました。</p>
2024年2月	<p>「こども未来アクション 2024」の策定</p> <p>「チルドレンファースト」の社会の実現を目指し、都政の政策全般を子ども目線で捉え直し、子ども政策を総合的に推進することを目的に策定されました。子どもの最善の利益という観点から、「学習環境」、「悩みの相談」、「遊び場や居場所」の3項目に関する子どもの意見を反映し、今後のアクションが設定されました。</p>

3. 計画の位置づけ

本計画は、品川区の子ども・若者・子育て施策の総合計画であるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」として位置付けるとともに、少子化社会対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策を一元化する、こども大綱を勘案した「市町村こども計画」を含みます。

また、市の上位計画である「品川区基本構想」や「品川区長期基本計画」、その他「品川区教育振興基本計画」や「しながわ健康プラン21」等関連計画とも整合を図り策定しています。



4. 計画の対象

子ども及びその保護者を対象とします。

乳幼児期 義務教育年齢に 達するまで	学童期 小学生	思春期 中学生～ 概ね 18 歳まで	青年期 概ね 18 歳～概ね 30 歳未満まで	ポスト青年期 概ね 30 歳～ 40 歳未満まで	ポスト青年期以降 40 歳～
子ども					
子ども					
		若者			

【用語の定義】

本計画でいう「子ども」とは、子ども(乳幼児期から思春期までの者)、若者(思春期からポスト青年期以降の者)、および心身の発達過程にある者を含むものとします。

ただし、子どもや若者を明確に打ち出したい場合は、「子ども」、「若者」の語を用います。

また、法令や固有名詞などについては「子ども」の語を用いる場合があります。

5. 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。また、社会情勢の変化及び国や東京都の動向などを踏まえたうえで適宜見直しを行います。

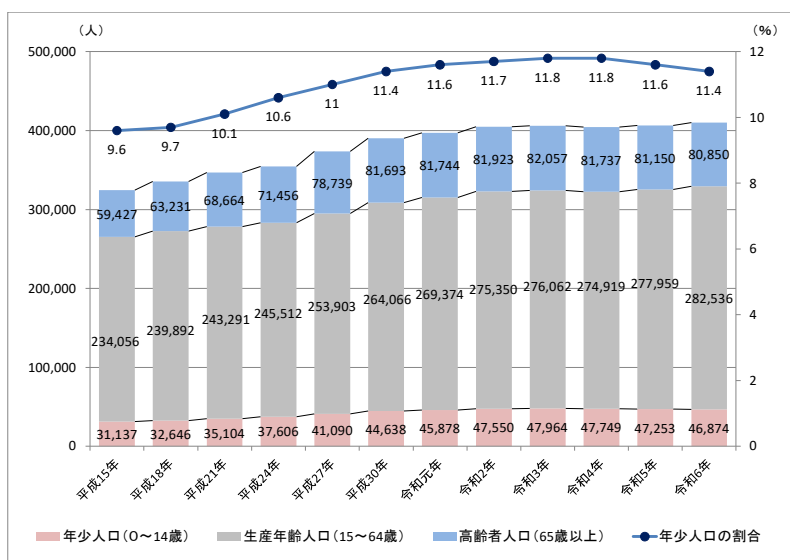
計画期間中は、毎年施策の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても、年度ごとに点検・評価をします。

6. 子ども・子育て、若者を取り巻く状況

1. 子ども・若者の現状

(1) 年齢3区分別人口の推移と年少人口の割合

区の年少人口は増加傾向にありましたが、令和2年以降、横ばいとなっています。総人口に占める年少人口の割合は、平成27年以降は11%台で推移しています。

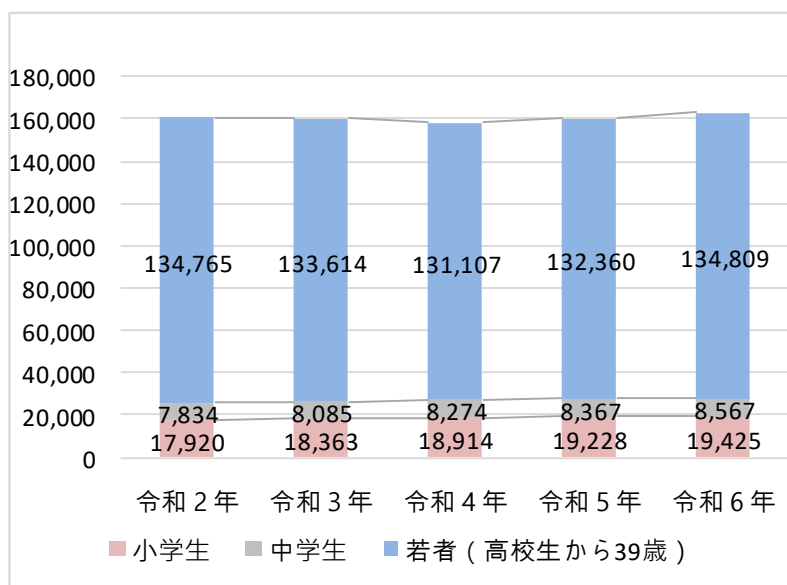


(品川区住民基本台帳:各年4月1日の人口)

※平成25年から外国人を含む。

(2) 子ども・若者人口の推移

区の小中学生、若者の人口総数は、ほぼ横ばいとなっています。小学生と中学生においては、令和2年以降、わずかに増加しています。

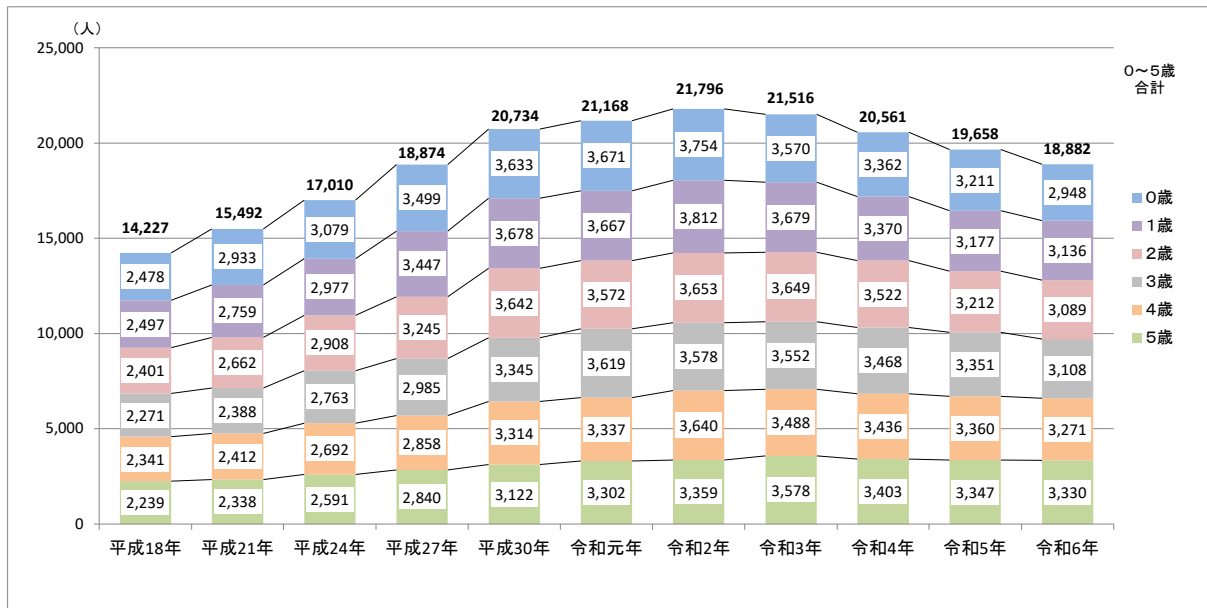


(品川区住民基本台帳:各年4月1日の人口)

(2) 就学前人口

① 就学前人口の年齢別推移

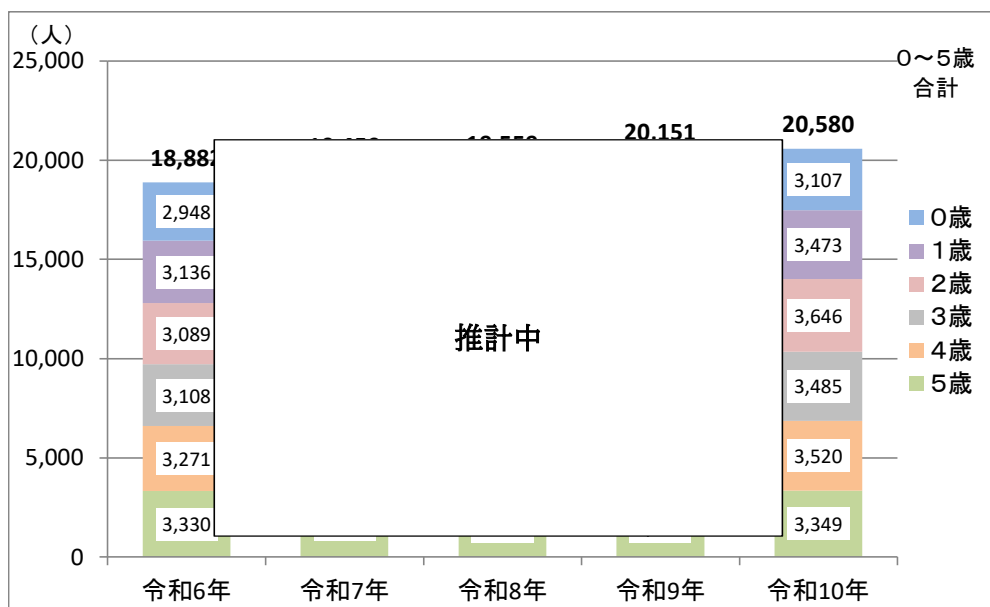
区の就学前人口は年々増加していましたが、令和2年をピークに減少に転じています。



(品川区住民基本台帳:各年4月1日の人口)

※平成25年から外国人を含む

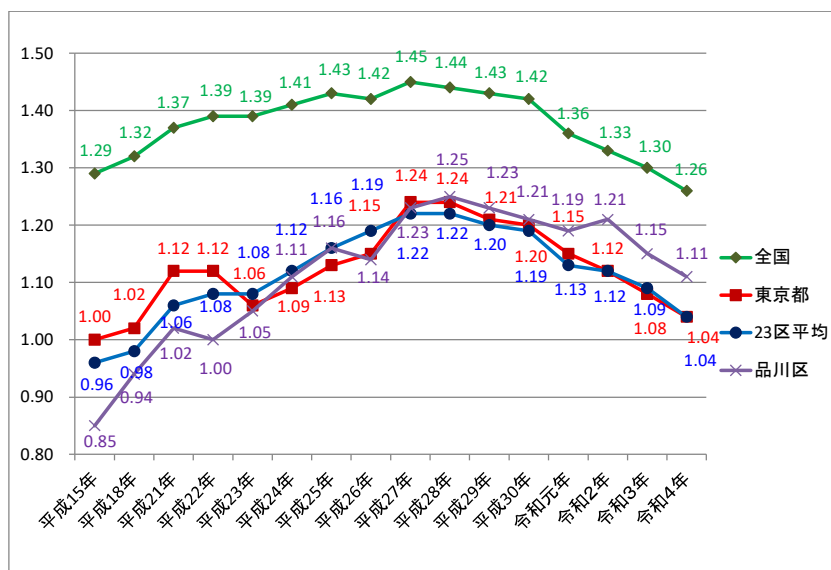
② 就学前人口の年齢別推計



(資料:品川区住民基本台帳、品川区将来人口推計より作成)

③ 合計特殊出生率の推移

区の令和4年度の合計特殊出生率は1.11であり、低下傾向となっています。東京都と23区平均と比較すると、平成28年以降上回り推移しています。



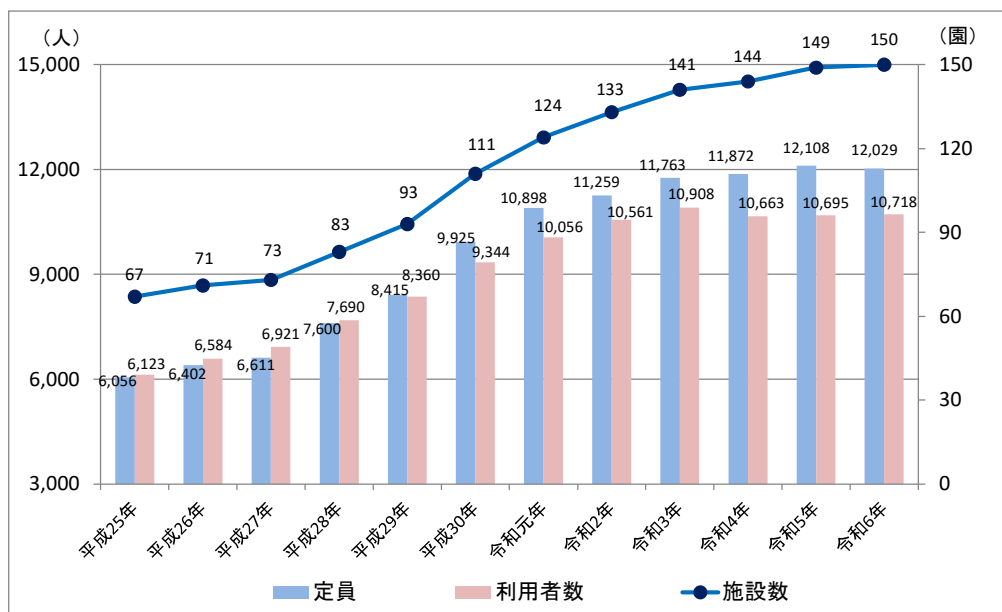
厚生労働省および東京都福祉保健局(人口動態統計) ※令和元年の全国値は概数値

2. 子育て支援の現状

1. 教育・保育施設の状況

① 認可保育園の定員・利用者数・施設数

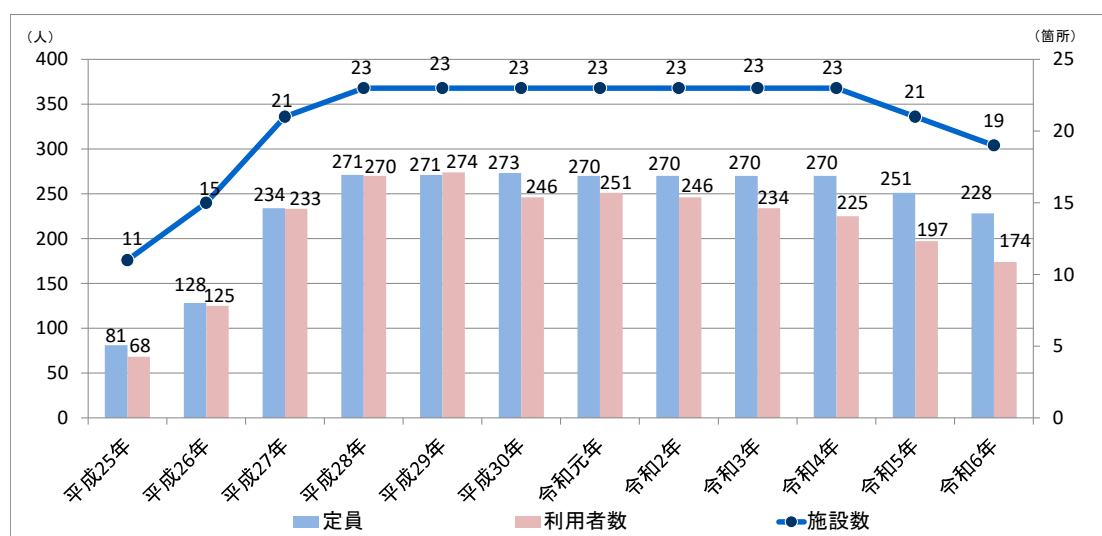
認可保育園の利用者は平成25年以降毎年増加していましたが、令和4年に減少に転じ、以降は横ばいで推移しています。



(定員・施設数は区内のみ、利用者数は区内および区外施設の区民の利用人数)

② 地域型保育事業の定員・利用者数・施設数

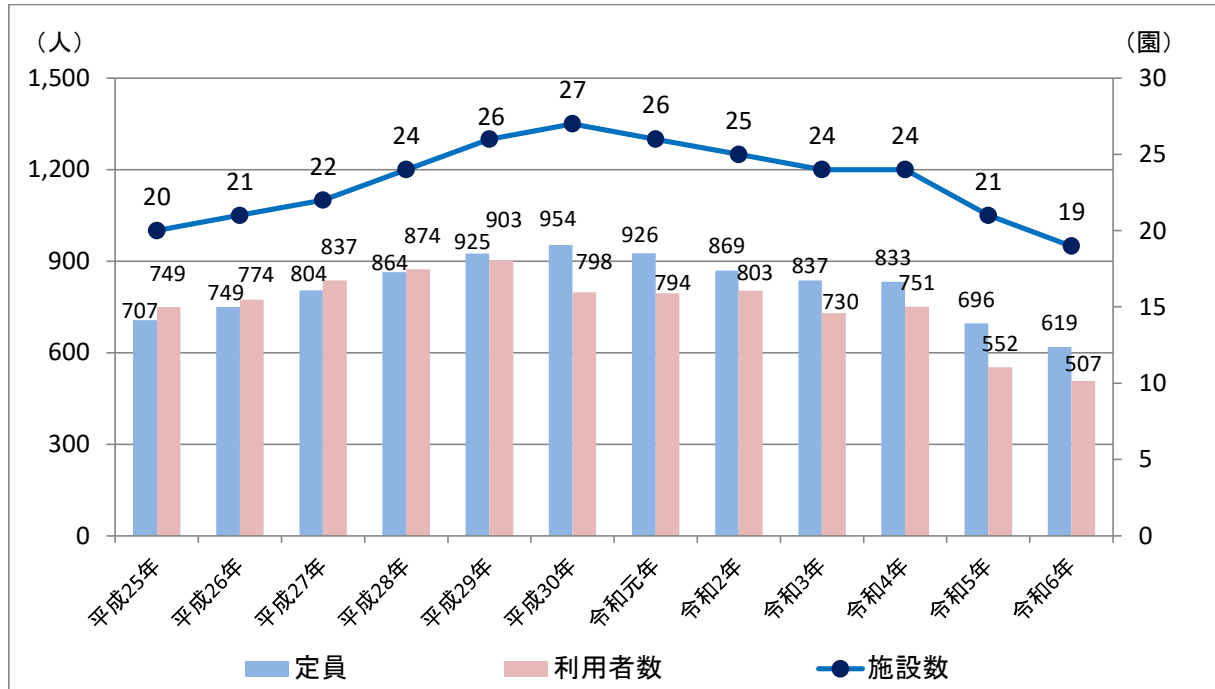
地域型保育事業の利用者は平成25年以降増加していましたが、平成31年に減少に転じ、令和3年以降は年々減少しています。



(定員・施設数は区内のみ、利用者数は区内および区外施設の区民の利用人数)

③ 認証保育所の定員・利用者数・施設数

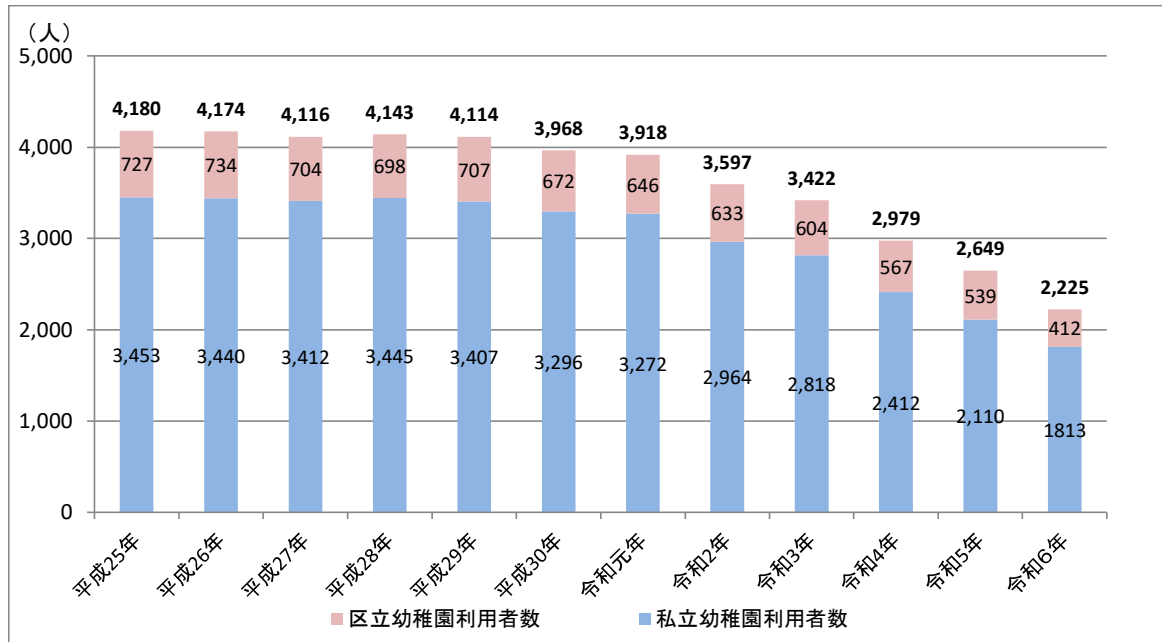
認証保育所の利用者は、平成25年以降増加していましたが、平成30年に減少に転じ、令和5年以降は減少しています。



(定員・施設数は区内のみ、利用者数は区内および区外施設の区民の利用人数)

④ 幼稚園の利用者数・施設数

幼稚園の利用者は平成25年以降横ばいで推移していましたが、令和2年以降年々減少しています。



(定員・施設数は区内のみ、利用者数は区内および区外施設の区民の利用人数)

(園)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	R3	R4	R5	R6
区立幼稚園数※	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
私立幼稚園数	20	19	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	17

※区立幼稚園数に幼保一体施設、ぱりすくーる西五反田を含む

■支給認定の推移(4月1日時点)

(人)

年度	認定	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
R2	1号	—	—	—	36	323	346	705
	2号	—	—	—	2,427	2,245	2,083	6,755
	3号	1,330	2,786	2,656	—	—	—	6,772
R3	1号	—	—	—	41	295	367	703
	2号	—	—	—	2,430	2,371	2,267	7,068
	3号	1,258	2,890	2,953	—	—	—	7,101
R4	1号	—	—	—	37	287	338	662
	2号	—	—	—	2,542	2,337	2,381	7,260
	3号	1,166	2,722	3,066	—	—	—	6,954
R5	1号	—	—	—	41	266	325	632
	2号	—	—	—	2,539	2,502	2,361	7,402
	3号	1,145	2,650	2,885	—	—	—	6,680
R6	1号	—	—	—	62	276	342	680
	2号	—	—	—	2,391	2,477	2,529	7,397
	3号	990	2,677	2,823	—	—	—	6,490

■区内保育施設の利用者数(0歳)(4月1日時点) ※3号認定

(人)

年度	0歳児人口	利用定員	利用者数	利用率 (利用者/人口)	申込者数	入園者数	不承諾者数	待機児童数	待機児発生率 (待機児/申込者)
R2	3,754	1,278	1,112	29.6%	1,110	972	138	0	0.0%
R3	3,570	1,332	1,085	30.4%	1,060	941	119	0	0.0%
R4	3,362	1,324	941	28.0%	920	798	122	0	0.0%
R5	3,211	1,301	890	27.7%	909	770	139	0	0.0%
R6	2,948	1,278	820	27.8%	806	700	106	0	0.0%

■区内保育施設の利用者数(1・2歳)(4月1日時点) ※3号認定

(人)

年度	1・2歳児人口	利用定員	利用者数	利用率 (利用者/人口)	申込者数	入園者数	不承諾者数	待機児童数	待機児発生率 (待機児/申込者)
R2	7,465	4,428	4,496	60.2%	2,085	1,269	805	11	0.5%
R3	7,328	4,594	4,598	62.7%	2,079	1,333	746	1	0.0%
R4	6,892	4,638	4,529	65.7%	1,739	1,088	651	0	0.0%
R5	6,389	4,644	4,332	67.8%	1,612	1,170	442	0	0.0%
R6	6,225	4,584	4,339	69.7%	806	700	106	0	0.0%

■区内保育施設の利用者数(3歳以上)(4月1日時点) ※2号認定

(人)

年度	3～5歳児人口	利用定員	利用者数	利用率 (利用者/人口)	申込者数	入園者数	不承諾者数	待機児童数	待機児発生率 (待機児/申込者)
R2	10,577	6,692	6,002	56.7%	793	572	219	2	0.3%
R3	10,618	6,944	6,189	58.3%	674	543	131	4	0.6%
R4	10,307	7,013	6,172	59.9%	502	366	136	0	0.0%
R5	10,058	7,110	6,220	61.8%	604	471	133	0	0.0%
R6	9,709	7,014	6,241	64.2%	444	363	81	0	0.0%

※保育施設の利用定員・利用者数は、認可保育園・地域型保育事業・認証保育所を合わせた数

※保育施設の申込者数・入園者数は認可保育園・地域型保育事業を合わせた数(認証保育所を含まない)

第2章 計画の基本的な考え方

1. 本計画の基本理念

品川区では「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」の実現に向けて、「安全・安心を守る」、「社会全体で子どもと子育てを支える」、「生きづらさをなくし住み続けられるやさしい社会をつくる」、「未来に希望の持てるサステナブルな社会をつくる」4つの柱に基づく「しながわウェルビーイング予算」を編成するなど、区民の幸福(しあわせ)の実現に向けて取り組んできました。

今回の計画では、その基本理念として、「こどもまんなか」を掲げ、施策の中心に据えています。こども・若者・保護者とそれを取り巻く社会が一丸となって協力し、すべてのこどもが健やかに成長でき、子育て家庭が安心して子育てできる社会の実現を目指します。そして、すべての区民が未来に希望を持ち、「ウェルビーイング」を実現できるまちづくりに取り組みます。

基本理念

こども・保護者・地域とともに創る
こどもまんなか・ウェルビーイングシティしながわ

2. 基本方針

1. 子育て・親育ちを支援する

しながわネウボラネットワークなどの、妊娠期から子育て期にかけての相談や各種支援を行い、親育ちをサポートすることで、子育ての悩みや不安を軽減します。保育園や幼稚園においては、子どもを産み育てることの尊さや喜びを体験できる機会を充実させ、各種訪問事業を推進します。

また、子育て家庭全体を支援するため、多様な保育サービスを展開し、医療費の助成などを通じて経済的負担の軽減も進めます。

子どもや保護者の多様なニーズを把握しながら、さまざまな背景や困難を抱える家庭を取り残さないよう、きめ細やかな支援に取り組みます。

2. 子ども・若者の健全な成長・学びを支援する

子ども・若者一人ひとりの特性に配慮しつつ、「確かな学力」や「健康と体力」、「豊かな人間性」などの基礎部分が形成できるように支援するとともに、自立した個人としての社会性を育むために、子どもたちの様々な体験や交流の機会を充実させます。主体的な成長と自立した未来を築くため、家庭、地域、学校、関係機関と連携を図り、安心して自分らしく過ごせる居場所の充実を図るとともに、子どもの権利の理解を深めます。

3. 子ども・若者の自立と社会参加を推進する

子ども・若者に多様な機会を提供し、仮につまづいたとしても何度でもやり直しができる社会づくりを推進します。

また、すべての子どもや若者が自立した個人として社会性を育み、心身ともに健やかに成長できる環境を整備します。若者が多様な視点やスキルを身につけ、広い視野での挑戦や成長を促進する取り組みを進め、地域社会への積極的な参加を支援し、より豊かなキャリアの構築をサポートします。

4. 困難を抱える子ども・若者・家庭を支える地域の取り組みを推進する

様々な困難を抱える子ども・若者やその家族が安心して生きていけるよう支援を行います。子ども・若者の成長には個人差があるため、一人ひとりの成長に配慮し、より良く生きることができるようになります。また、子ども・若者が困難な状況に陥ることを未然に防ぐための取り組みを推進します。

生まれ育った環境や親の経済状況により、子ども・若者の将来が閉ざされることがないように、家庭、地域、行政が協力して必要な環境整備に取り組みます。経済面や不登校、ひきこもりなどの社会的自立に困難を抱える青少年およびその家庭への支援体制を構築し、時には時間をかけてゆっくり回復できる支援を提供することで、学校や社会への復帰などの再スタートをサポートします。

さらに、子育て家庭への支援や相談を行うとともに、ボランティアの育成や青少年対策地区委員会との連携を通じて、地域ぐるみで子育て力の向上を推進します。親の孤立化を防ぐため、地域全体で見守る子育て支援や助け合い活動を支援し、児童相談所および子ども家庭支援センターの機能を最大限に発揮して、児童虐待防止の基盤を強固にします。

5. 子ども・若者が居心地よく過ごすために充実した環境を整備する

社会的背景や地域の実情を踏まえ、子ども・若者が居心地よく過ごせるために、子ども・子育て環境のさらなる充実を図るとともに、子ども・若者の成長を地域・家庭など社会全体で支えるための環境を整備します。

品川区には、コミュニティ意識がしっかり根付いている地域や、子ども・若者育成支援に積極的に関わる団体が多く存在するため、これらの担い手が活発に活動できるよう支援します。子ども・若者の育成支援にあたっては、社会のあらゆる分野で構成員がそれぞれの役割を果たし、相互に協力することで、分野ごとの縦割りを避けたネットワークの強化を図ります。

また、地域や関係機関との連携を深め、地域における安全対策の推進や子育て交流の機会の創出に取り組むことで、子ども・若者、保護者を地域社会全体で見守り支えるまちづくりを推進します。

第3章 計画の展開

1. 計画の体系

基本理念・基本方針の実現に向けた、本計画の体系は以下のとおりです。

基本理念

子ども・保護者・地域とともに創る
子どもまんなか・ウェルビーイングシティしながら

基本方針

1. 子育て・親育ちを支援する
2. 子ども・若者の健全な成長・学びを支援する
3. 子ども・若者の自立と社会参加を推進する
4. 困難を抱える子ども・若者・家庭を支える地域の取り組みを推進する
5. 子ども・若者が居心地よく過ごすために充実した環境を整備する

取組の方向性

(1) 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

(2) 子育て環境の充実

(3) 特別な支援を必要とする子ども・家庭への支援

(1) 子どもの権利に関する普及啓発

(2) 子どもの意見表明・参加の仕組み

(3) 子どもの学び、遊び、体験の充実

(4) 子どもの活動の場、居場所の充実

(5) 教育機会の確保

(1) 若者の体験活動の充実

(2) 若者の活動の場、居場所の充実

(3) 社会参加の支援

(1) 生活に困難を抱える子育て家庭への支援

(2) 相談支援体制の充実

(3) 生きづらさをもつ子ども・若者への支援

(4) ひとり親家庭への支援

(5) 児童虐待の防止

(1) 地域における施設の充実

(2) 関連団体への支援

(3) 地域におけるネットワークの充実

2. 施策の展開

1. 子育て・親育ちを支援する

取組の方向性

(1) 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

【現状と課題】

核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化により、家族間における子育て基盤の弱体化や地域社会の子育て機能の低下から、子育て家庭の孤立が広がり、育児への負担や不安が増大しています。

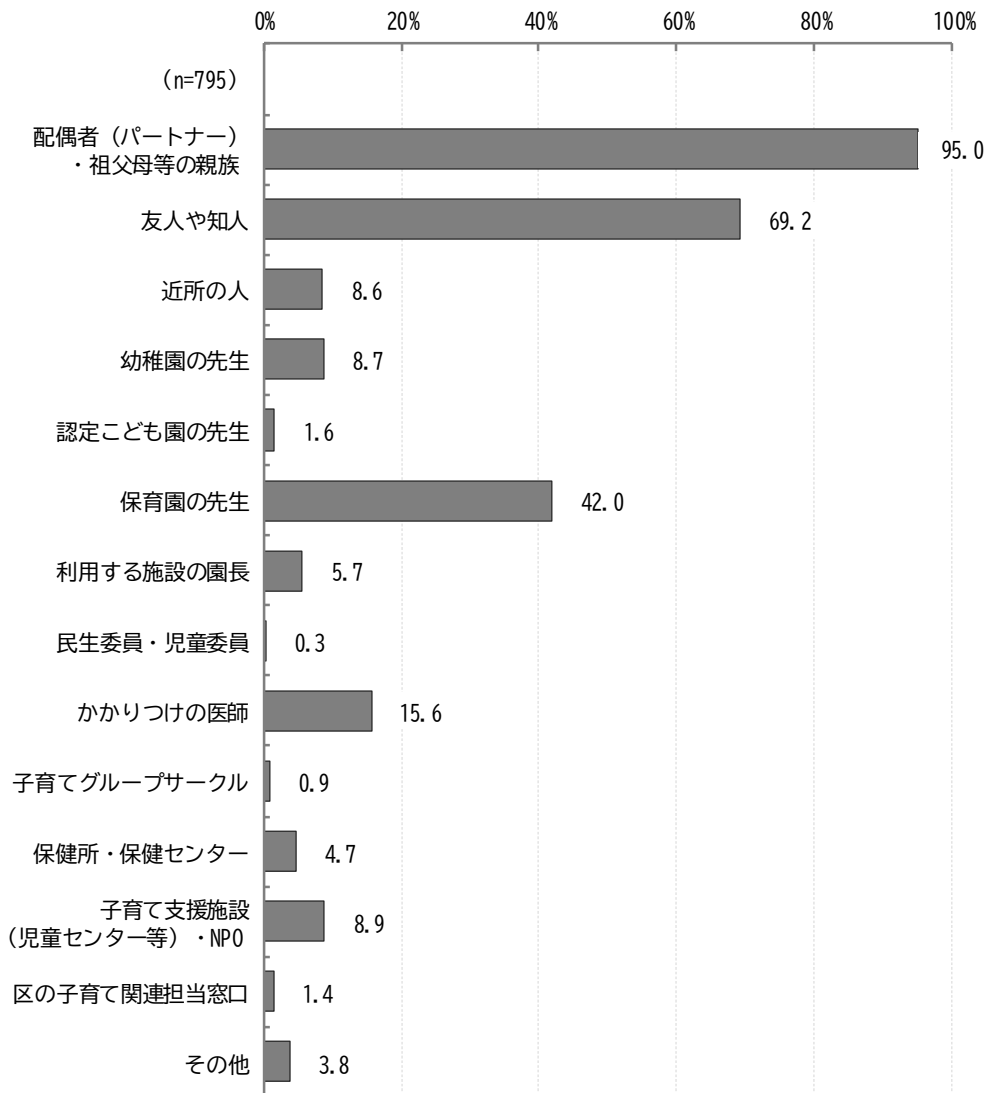
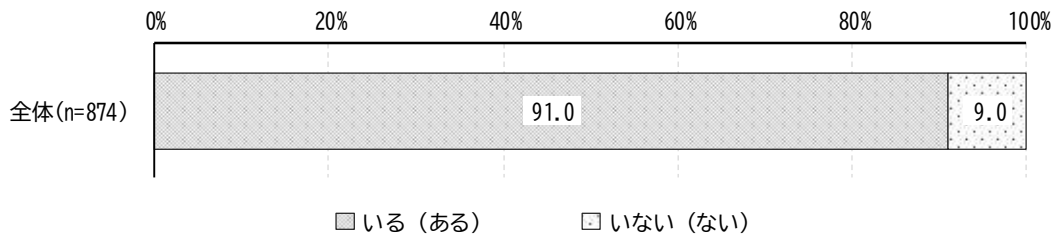
東京都では令和5年に子供・子育て応援「018 サポート」の申請受付を開始し、0歳から18歳の子どもたちに1人当たり月額5千円を支給し、子どもの育ちを切れ目なく支援する取組を始めました。

品川区ではこれまで、子どもを安心して健やかに産み育てるための取り組みとして、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援「しながわネウボラネットワーク」を推進し、妊娠期から産後まで助産師等による相談事業や子育て支援情報発信アプリによる情報発信、産後ケア事業を行うなど、新しい取り組みやサービスの充実に取り組んできました。特に、産後の家事・育児支援の利用助成の利用・申請者数は増加傾向にあり、妊娠期から産後にかかるサービスの需要は高まりつつあります。

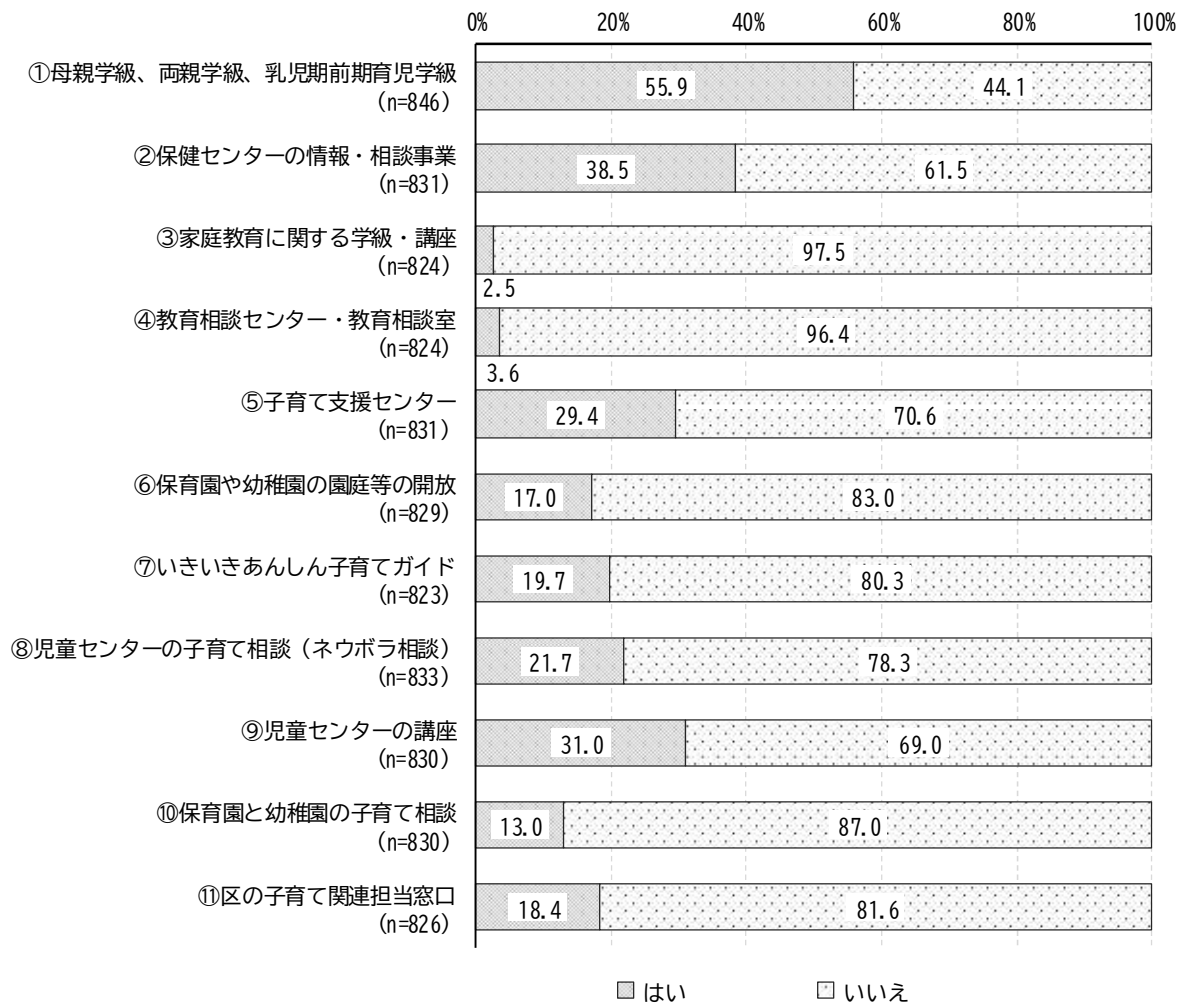
一方で、アンケート調査では、子育て(教育含む)に関することの相談先として、「配偶者(パートナー)」、「友人や知人」の回答が突出して多く、区の子育て支援施設や子育て関連窓口の利用が1割に満たないことから、身近な相談先としてあまり利用されていない傾向がうかがえます。

妊婦・子育て家庭に寄り添い、安心して妊娠・出産・育児ができる環境の整備が求められています。

子育て(教育を含む)に関することの相談先の有無と相談先【就学前児童保護者】



子育て関連事業の利用経験【就学前児童保護者】



【方向性】

安全安心な妊娠・出産の環境が確保されるよう支援します。また、妊婦やその家族が抱える不安や疑問に対して、利用者にとって身近な相談先の整備や、利用しやすい事業を行うことで家庭における子育て力の向上育児に関する問題や悩み、育児ストレスの軽減となる取組を行います。

また、子どもの健全育成および保健の向上、ならびに児童福祉の増進を図るための経済的な支援を行います。

【重点取組】

	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度
重点事業を検討し記載				

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
1 産後ママのセルフケア	生後2～5カ月未満の乳児と母親を対象に、児童センターで助産師の指導のもと、グループワークショップ・講話・簡単なセルフケアの実習や相談などを行う講座を実施しています。	
2 しながわネウボラネットワーク	妊娠期から乳幼児期の親子を対象に、妊娠・出産・育児の切れ目のない包括的な支援のしくみを実現し、子どもを産み育てやすい環境の充実を目指しています。	
3 子育てネウボラ相談事業	区内10カ所の児童センターで、保健師・看護師・教員・保育士などの資格のある子育てネウボラ相談員が、子育ての相談に応じます。	
4 妊娠期・乳児期の支援	妊娠期から育児期において、安心して子育てできるよう、妊婦とそのパートナーを対象に、マタニティクラス、二人で子育て(両親学級)、乳児期前期育児学級等を実施しています。また、4カ月、1歳6カ月、3歳児健診、児童センターで行う出張健康学習等を通して、子どもの事故予防の啓発を行っています。	
5 入院助産	入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、その費用を支払うことが困難な妊産婦を指定助産施設に入所させて助産を行っています。	
6 親育ちワークショップ (児童センター)	主に初めて0歳児の子どもを持つ母親を対象に、育児不安や悩みを受け止め、子育ての負担を軽減することを目的としたワークショップを児童センターで実施しています。	

7	父親のための 親育ちワークショ ップ (児童センター)	父親としての役割を学びつつ仲間づくりができる事業を展開することにより、家庭における子育て力の向上を図るため、児童センターで乳幼児の父親向けのワークショップを実施しています。	
8	ママと赤ちゃんの 心とからだのケア 事業 (児童センター)	ベビーマッサージや卒乳のおはなしなど、母親と赤ちゃんのふれあいを通じて、子育ての不安を解消するための講座を行っています。	
9	しながわっ子 子育てかんがるー プラン	妊娠中の方から就学前の子どものいる保護者を対象に、ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランを作成する支援を実施しています。	
10	思春期家族教室	10代～20代の心も体も大きく変化する時期の問題や悩みについて、親同士でわかちあい親自身の気持ちや関わり方を話し合い学ぶ場です。	
11	子どもすこやか医 療費助成	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を対象に、子どもの健全育成および保健の向上、ならびに児童福祉の増進を図るため、子どもの保険診療による医療費の自己負担分および入院時食事標準負担金を助成しています。	
12	高校生等医療費助 成事業	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を対象に、子どもの健全育成および保健の向上、ならびに児童福祉の増進を図るため、子どもの保健診療による医療費の自己負担分および入院時食事標準負担金の助成を、令和5年度より開始します。	
13	児童手当	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を対象に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的に、子どもを養育している人に児童手当を支給しています。	
14	子育てひろば事業 相談	少子化や育児の孤立化にともなう子育ての不安などの対応として、児童センターやふれあい交流室(ぷりすくーる西五反田内)で子育て相談を実施しています。	
15	すくすく赤ちゃん 訪問事業	母子保健法に基づく保健指導ならびに児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業として、生後4カ月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握などを行います。訪問を受けられなかった家庭にも、児童センター職員が訪問し、各種の子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安の解消を図っています。	
16	チャイルドステー ション事業	保育園・幼稚園を地域に開放し、様々な事業を実施することで、保育士などが子育てに関する専門知識を提供し、保護者が気軽に相談できる場として、地域の子育て支援を行っています。	

17	妊婦健康検査	妊婦の健康管理と流産・早産の防止、母・児童の障害予防を目的として、専門医療機関に委託して健診を実施しています。1妊娠期間中、妊婦健康診査を14回までと、超音波検査を1回、公費助成しています。また、平成28年度より子宮頸がん検査の助成を開始しています。	
18	妊娠期からの相談事業(全妊婦面接)	子どもを安心して健やかに産み育てるために、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援が必要です。 妊婦・子育て家庭を支援する仕組みとして妊婦全員を対象とした妊娠期からの相談事業を平成27年11月より開始しました。助産師等の相談員が保健センターと健康課で面接を行い、母子保健、子育て情報を紹介し、面接後にお祝い品を贈呈しています。 令和5年4月から出産・子育て応援事業を開始し、従来からの妊娠届出時の面接を行うほか、同年9月より妊娠8か月頃に助産師面接を新たに実施しています。また、平成28年6月からは、おおむね産後1か月までに原則電話による状況把握および相談も実施しています。	
19	産後の家事育児支援の利用助成	心と体のケアに対応できる家事・育児支援のヘルパー(区と提携)の利用に対して、サービスの利用費の一部を助成します。	
20	産後ケア事業(日帰り型)	育児や授乳の具体的な方法や母体管理の相談に助産師等が応じます。(産後4か月未満の母親と乳児が対象、所得に応じて自己負担があります。)	
21	産後ケア事業(宿泊型)	家族などから育児や家事などの支援が得られにくく、体調不良や育児に不安のある初産の母子を対象に、指定医療機関に宿泊して産後の母体や乳児のケア、育児相談、授乳指導を行います。(初産で産後10週未満の母親と乳児が対象、所得に応じて自己負担があります。)	

取組の方向性

(2)子育て環境の充実

【現状と課題】

女性の社会進出が進む中、共働き世帯が増加しています。

東京都では、子育てしやすい地域づくりとして、収入や第一子の年齢に関わらず、0歳から2歳児の第二子の保育料が無償化を行いました。

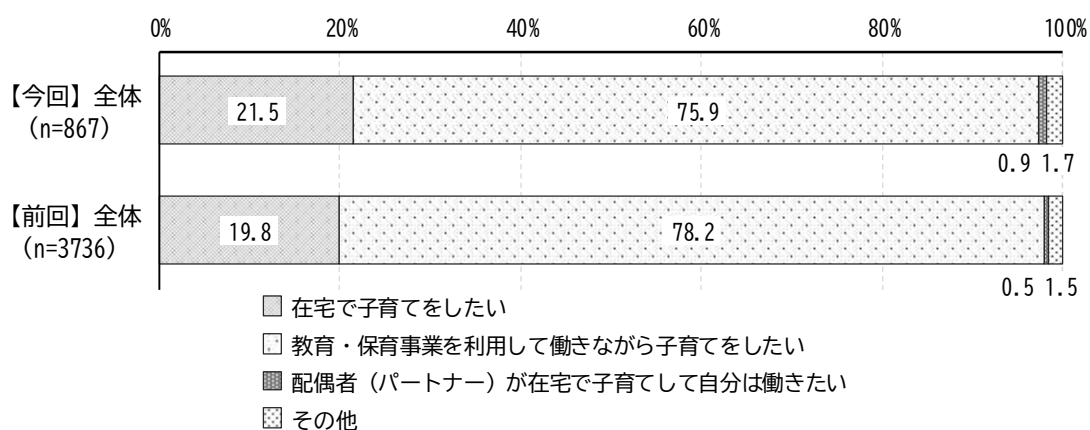
品川区においては、アンケート調査結果をみると、多くの就学前児童保護者が「教育・保育事業を利用して働きながら子育てをしたい」と考えており、教育・保育事業が仕事と育児を両立するために必要不可欠であることがうかがえます。特に、平日の定期的な教育・保育事業の利用をしている割合が8割を上回ることから、多くの家庭が日常的に支援を受けていることがうかがえます。

教育・保育サービスの需要の増大や、保護者のニーズに応じた柔軟かつ多様なサービスの提供が求められています。

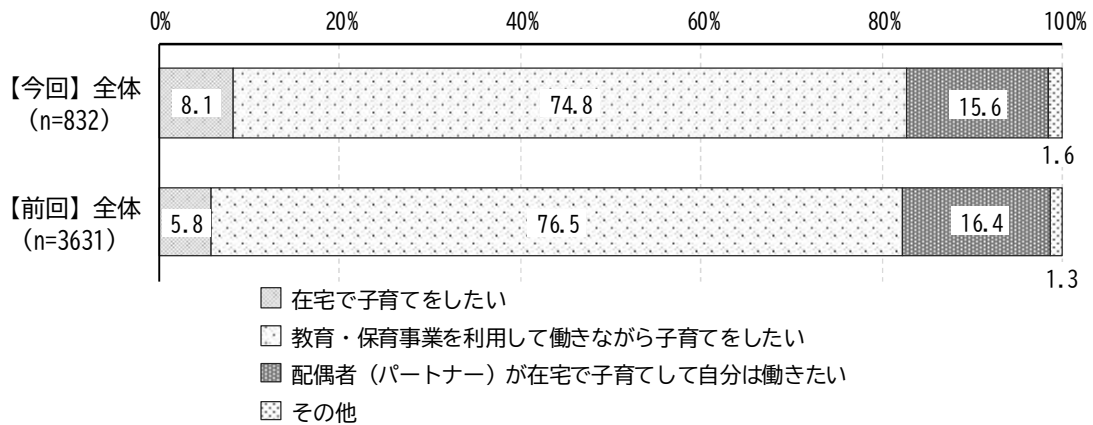
また、病気やケガで通常の事業を利用できなかった経験や、不定期の教育保育事業の利用、宿泊を伴う一時預かり等の利用が増加していることから、定期的な保育サービスの提供に加えて保護者のニーズに応じた柔軟かつ多様な支援の仕組みを整えることが必要です。

子育てや就労についての考え方【就学前児童保護者】

【母親/子育て・就労の希望】

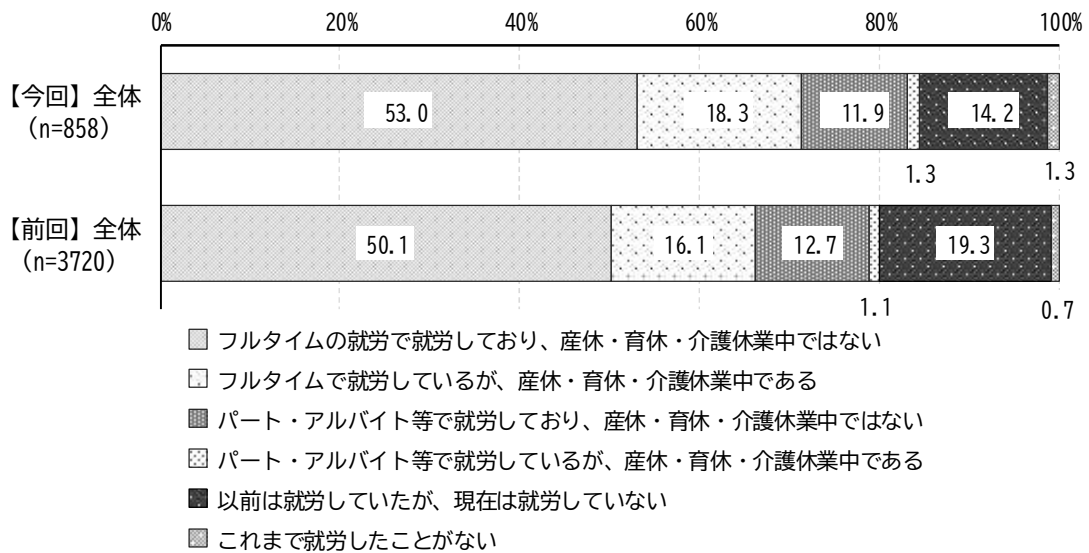


【父親/子育て・就労の希望】

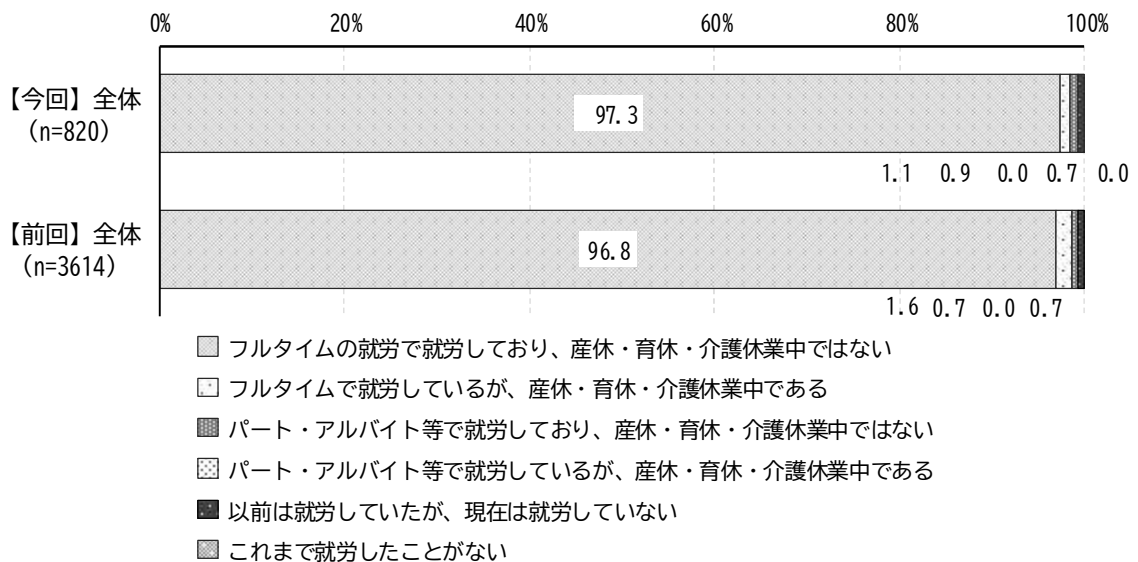


現在の就労状況【就学前児童保護者】

【母親/就労状況】

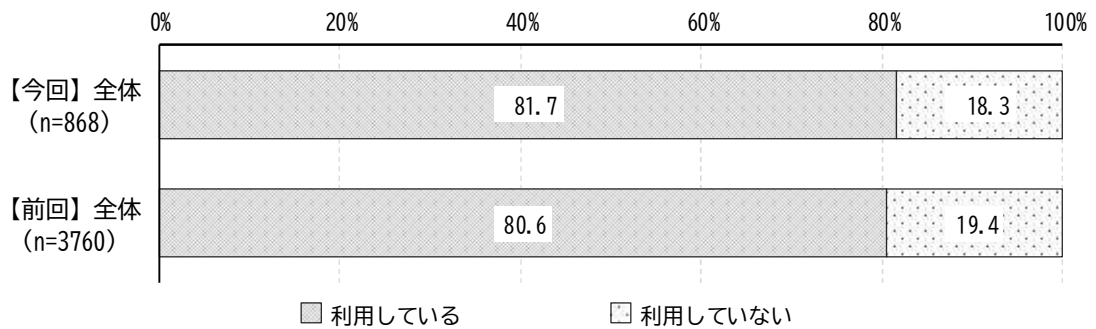


【父親/就労状況】

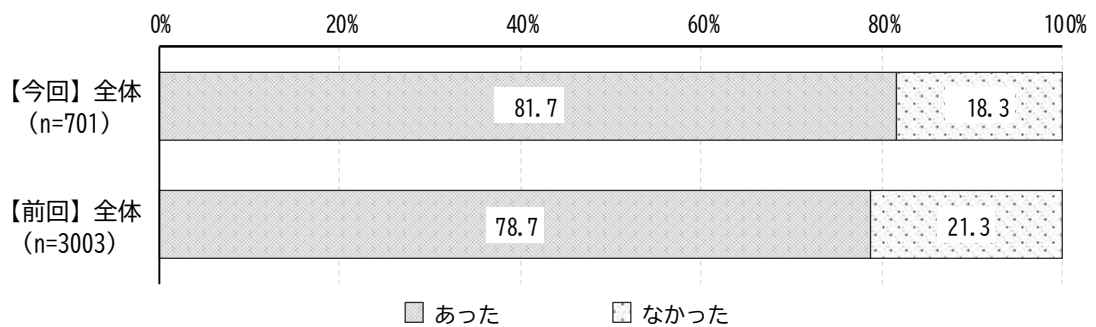


平日の定期的な教育・保育事業の利用状況【就学前児童保護者】

【平日の定期的な教育・保育事業の利用】

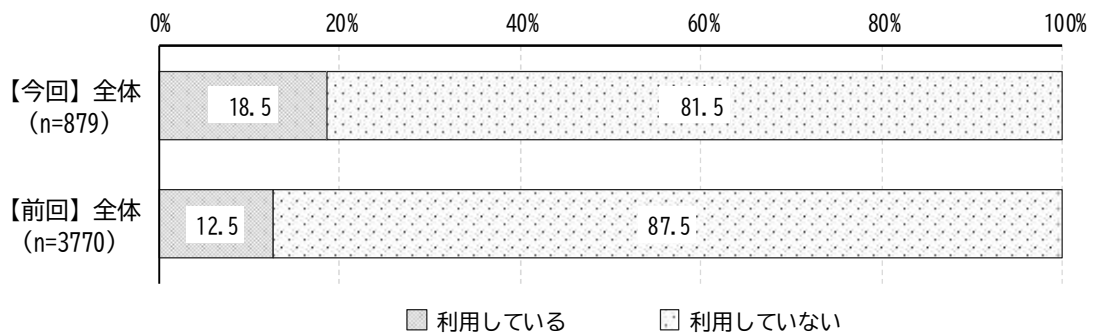


【病気やケガで通常の事業を利用できなかった経験】

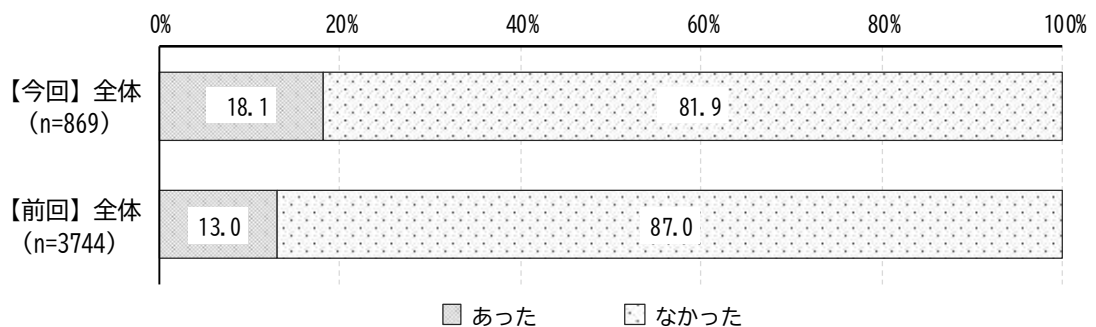


不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用【就学前児童保護者】

【不定期的な教育・保育事業の利用】



【宿泊を伴う一時預かりが必要な機会の有無】



【方向性】

就学前児童が等しく質の高い教育・保育を受け、滑らかに小学校へ入学するための基礎をしっかりと身につけることを目的として、教育・保育の充実に努めます。通常の保育が利用できない保護者の支援として、多様なニーズに対応した事業の充実に努めます。

また、すべての保護者にとって子育てしやすい環境づくりとして、保護者同士の交流や情報交換ができる場所の充実に努めます。

【重点取組】

	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度
	重点事業を検討し記載			

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
22 保幼小連携	就学前の乳幼児が等しく質の高い保育・教育を受け、滑らかに小学校へ入学するための基礎をしっかりと身に付けることを目的として、0歳児からの保育・教育の充実に努めています。区内の幼稚園・保育園児が区立小学校・義務教育学校の教育環境に無理なく慣れ親しみ、安心して就学できるように取り組んでいます。 また、5歳児の10月から1年生の7月までを「ジョイント期」とし、具体的な指導の重点やポイントをまとめた「保幼小ジョイント期カリキュラム」を実践しています。	
23 食育を通じた健康づくり (各種教室、区民への啓発)	生涯にわたって健康に過ごすことができるよう、食に関する情報提供をホームページやリーフレット、講演会などで行っています。また、妊娠期の食事や離乳食等の教室を実施しています。	
24 親子でジュニアスポーツフェスタ	親子で様々な種類のスポーツを体験し楽しむことで、スポーツに対する好奇心を高め、好きなスポーツを見つけるとともに、スポーツ習慣の定着を図ります。	
25 子どもショートステイ・トワイライトステイ	1歳から15歳を対象に、家庭あんしんセンターにおいて、保護者が疾病・出産等による入院、出張、冠婚葬祭、育児疲れ等で、一時的に子どもの養育が困難となった場合、短期的な宿泊を含む子どもを預かるショートステイ事業を行っています。また、保護者の就労等で、帰宅時間が遅くなる時には、子どもの夜間預かりを行うトワイライトステイ事業も行っています。	

26	乳幼児ショートステイ	生後5日から1歳未満において、保護者が疾病・出産等による入院、出張、冠婚葬祭、育児疲れ等で一時的に子どもの養育が困難となった場合、最大6泊7日まで子どもを預かるショートステイ事業を行っています。	
27	産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成	1歳未満(多胎児は妊娠中から3歳未満)のお子さんを育児中の方で、品川区と提携している事業者を利用した際に、費用の一部を助成します。	
28	育児支援ヘルパー派遣	出産予定日1カ月前および出産退院翌日から1年以内の母親を対象に、家庭あんしんセンターにおいて、産前産後に体調不良などで日常生活に支障があり、他から援助が受けられない場合、訪問して家事や育児の援助をします。	
29	ファミリー・サポート・センター	育児の援助を行いたい方(提供会員)と受けたい方(依頼会員)からなる会員組織をつくり、地域で子育てを支えあう仕組みづくりを行っています。	
30	私立幼稚園の入園料・保育料の助成、認証保育所・認可外保育施設の保育料助成	私立幼稚園、認証保育所およびその他の認可外保育施設を利用する場合に、保護者の経済的な負担を軽減するため、保育料等の一部を助成します。	
31	休日・小児夜間診療体制	休日等における区民の医療不安を解消するため、軽症患者を対象とした応急診療体制を確保しています。平日の夜間においては、昭和大学病院内に「品川区こども夜間救急室」を設置し、15歳以下の小児を対象に診療を行っています。	
32	アレルギー等おしゃべり会・講演会	アレルギー疾患の子どもを持つ親同士や興味・心配のある方の情報交換のため、子ども同士の交流やお弁当持参のランチ会を行っています。また、小児科の医師などの専門家による講演会では、アレルギー疾患に対する正しい知識を啓発しています。	
33	感染症予防	保育園や学校等での感染症発生時の対応及び感染拡大防止の相談をしています。 エイズ予防月間や大学祭において、エイズに対する正しい知識を啓発しています。また、保健センターにおいて、エイズ・性感染症に関する相談及び抗体検査を実施しています。	
34	実費徴収に係る補足給付事業	品川区立幼稚園に在園していて、在籍している園における教材の購入費等の実費負担が困難な保護者に対し、費用の給付を実施し、保護者の実費負担の軽減を行っています。	
35	離乳食レッスン	離乳食2回食以降の乳児と保護者を対象に、児童センターで、栄養士の指導、デモンストレーションにより、月齢にあった調理形態を学ぶ講座です。また、離乳食に関する悩みを相談できます。	

36	父親の子育て応援事業 (児童センター)	主に乳幼児とその父親を対象に、父子で参加できるプログラムを実施し、家庭における母親の育児負担の軽減を図っています。	
37	チャイルドステーション事業	児童センターでは、子育てに関する相談や親同士の交流や情報交換のできる地域の身近な場所として、妊娠期から子育てを支援しています。また、区立保育園・幼稚園を地域に開放し、様々な事業を実施しており、保育士などが子育てに関する専門知識を提供し保護者が気軽に相談できる場として地域の子育て支援を行っています。どの施設も、乳幼児親子が安心して外出できるよう、授乳やおむつ交換の場として利用できるスペースを提供しています。	
38	「家族いっしょに楽しいごはん」運動	在園児保護者や在宅子育て保護者を対象に、給食の調理実演、試食を交えた食育保護者会を開催。在園児保護者には有料給食体験を実施。PTAが親子で食育を学ぶイベントを開催するなど、各保育園等で食育の推進を図っています。	
39	生活支援型一時保育 (オアシスルーム)	主に在宅で子育てをしている保護者がリフレッシュ、通院、買い物、臨時的・短期的な就労等の理由で一時的な保育を希望される場合に、時間単位の一時的預かりを行っています。	
40	一時保育	保護者が出産や疾病などのために子どもを保育できないときに、公立保育園で一時的にお預かりしています。	
41	預かり保育	区立幼稚園全園で、保護者が就労等をしている在園児を対象として、預かり保育(幼稚園教育時間を除く)を行っています。	
42	休日保育	区内在住で、休日に保護者が就労等のため保育できない子どもをお預かりします。保育園に在園していない子どもでも利用することができます。	
43	年末保育	区内在住で、年末に保護者が就労のため保育できない子どもをお預かりします。保育園に在園していない子どもでも利用することができます。	
44	病児保育	保育園や幼稚園等に通園している子どもが病気のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを医療機関等に付設された保育室で一時的にお預かりします。	
45	病後児保育	区内在住で、保育園や幼稚園等に通園している子どもが病気の回復期のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを一時的にお預かりします。	
46	アプリ等を活用した 情報発信	主に乳幼児期の子を持つ保護者、妊婦を対象に、区の子育て支援事業や区内で子育てするにあたって有益な情報を冊子「子育てガイド」やアプリ等で情報を広く周知し、安心して子育てできるよう総合的な子育て支援の情報を提供しています。	
47	延長夜間保育	基本開園時間(午前7時30分から午後6時30分)を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。	
48	時間内延長保育	基本開園時間(午前7時30分から午後6時30分)以内で8時間を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。	

49	幼保一体施設	幼稚園と保育園のそれぞれの長所を活かした、0歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の事業(施設)を推進しています。	
50	認定こども園	保育園機能とあわせて、保護者の就労の有無を問わない短時間利用児の受入枠を設け、保育と教育を一体的に行っています。	

取組の方向性

(3)特別な支援を必要とする子ども・家庭への支援

【現状と課題】

発達障害や障害を持つ子どもや、家庭内に特別な状況がある場合には、一般的な保育サービスに加え、特別な支援が求められます。

品川区においてはこれまで、児童発達支援センター「品川区立品川児童学園」において、地域全体の障害児支援の質の向上のため、保育所等訪問支援や事業所連絡会の実施や、公立・私立保育園・幼稚園においては専門医や心理士等の専門家による巡回相談の実施、医療的ケア児の受け入れ、すまいるスクールでの特別支援児童の受け入れなどに取り組んできました。

障害に加え、家庭内に特別な事情がある子どもや、外国人児童など、子どもの個性やニーズは多岐にわたります。個々の状況に応じた柔軟で包括的な支援の充実が必要です。

【方向性】

すべての子どもがその個性やニーズに応じた適切な支援を受けられる環境を整え、専門家による相談事業や児童の状況に応じた適切な受け入れ対応など、特別な支援を必要とする子どもや家庭への合理的配慮の提供に向けた取組を推進します。

【重点取組】

	実績値			目標値
	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度
	重点事業を検討し記載			

【具体的な取組】

事業名		事業内容	担当課
1	特別児童扶養手当	国の制度で、精神または身体に障害のある児童の福祉の増進を図ることを目的としています。区内に住所があり、20歳未満の一定の障害をもつ児童を養育する父母もしくは養育者に支給します。	
2	特別支援事業	配慮を要する子どもの増加に伴い、介助員等の配置や医療的ケア児の受け入れを拡大し、きめ細やかな対応を図ります。また、保育者等の知識・対応力向上のため、研修や巡回相談を充実させます。さらに、子育てに関する不安や悩みを抱える保護者を対象に、専門家による個別相談を実施するとともに、家庭での特別支援への理解を深め、早期発見・専門機関への相談につなげるための啓発や就学に向けて関係機関との連携を図ります。	
3	児童発達支援センター	子ども発達相談室では、発達にご不安やご心配のある児童について、適切な支援につなげています。一体的に運営する障害児者相談支援センターでは、未就学児～成人までを対象に、サービスを利用するための利用計画案を作成します。	
4	発達支援	発達に関するご相談を受けた後、支援の必要な子どもに対し、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などを通じて生活能力向上など発達支援を実施しています。	
5	障害児の預かり事業	働く保護者が増える傾向にある中、障害児を育てるご家庭に対し、就労支援や家族の介護、あるいは保護者のレスパイトのための預かり機能と日中活動の場の提供など、日中一時支援事業を実施しています。また、外出が困難な重度の障害児のために、在宅レスパイト事業も実施しています。	
6	特別支援学級・特別支援教室	区立学校において、特別支援学級固定級(知的、自閉症・情緒、病弱)、通級(言語、難聴)を設置し、障害の状態により特別に支援が必要な児童・生徒について特別支援学級での指導、通常の学級での障害に配慮した指導を行っています。また、区立学校全校に特別支援教室を設置し、コミュニケーションの面で課題や心配のある児童が必要な支援を受けられるようにしています。	
7	障害児の施設入所の相談及び入所手続き	様々な事情により家庭で生活できない障害のある児童の施設への入所相談を受け、入所となった場合の手続きを行っています。	
8	「愛の手帳」の交付	知的障害のある児童の支援を図るため、「愛の手帳」(療育手帳)の申請受付、判定、交付を行っています。	
9	外国人学校児童生徒等保護者補助金	品川区に住民登録している者で、東京朝鮮学校等外国人学校に授業料を納入した保護者に対し、補助金交付要綱により、補助金を交付しています。	
10	日本語指導短期集中教室	区内に在住する日常の日本語活用が困難な帰国児童・生徒、外国人児童・生徒を対象に、日本語指導短期集中教室を開設し支援を行う場を	

		提供し、児童・生徒の実態に応じた言語指導や適応指導を行っています。	
11	児童発達支援センター	児童発達支援センター「品川区立品川児童学園」は、地域における障害児支援の中核を担う施設として、言葉や友達との遊び方等の発達に不安・心配のある子どもについての相談を受け、個々の状態に応じた発達支援の提供につなげるとともに、家族支援の機能を充実させていきます。地域全体の障害児支援の質の更なる向上を図るため、保育所等訪問支援や事業所連絡会を実施していきます。	
12	障害児への巡回相談	公私立保育園・幼稚園では、主に発達(知的・運動機能)に遅れや障害のある児童等を対象に、専門医や心理士等の専門家による巡回相談を実施し、保育の仕方や、保育士としての対応上の留意点等について、専門的なアドバイスを受けることで保育の専門性の向上を図り、障害児に対する適切な支援に役立てています。私立保育園の園数の増加に伴い巡回相談を拡充しました。今後も継続して実施していきます。	
13	医療的ケア児の受け入れ	医療的ケア児の保育園申込みに際し、保育の必要性や健康状態、医療的ケアの実施状況等を審査して入園を判断しています。受け入れは、区立0歳児保育園にて看護師を加配して行っています。令和5年度より医療的ケア受け入れ項目を拡充し、現在5名の医療的ケア児が在園しています。また、保育士の医療的ケア児保育の理解・知識の向上に向けて研修を実施しました。今後も児童の状況に応じた適切な受け入れ態勢や緊急時の対応等を個別に検討していきます。	
14	すまいるスクールでの特別支援児童の受け入れ	すまいるスクールは、区内在住の小学生を対象とした放課後の居場所です。当該校在籍の特別支援学級の児童や特別支援学校の児童等の利用登録において、希望する保護者と面談を行うほか、利用状況に応じた従事スタッフの配置に努めています。 専門家による巡回相談を年2回実施し、配慮を要する児童の対応や、施設内の環境改善や工夫など具体的な助言をうけ、すまいるスクールでの適切な支援に役立てています。医療的ケアが必要な児童についても、児童や施設の状況に応じ可能な限り対応を検討していきます。	

2. 子ども・若者の健全な成長・学びを支援する

取組の方向性

(1)子どもの権利に関する普及啓発

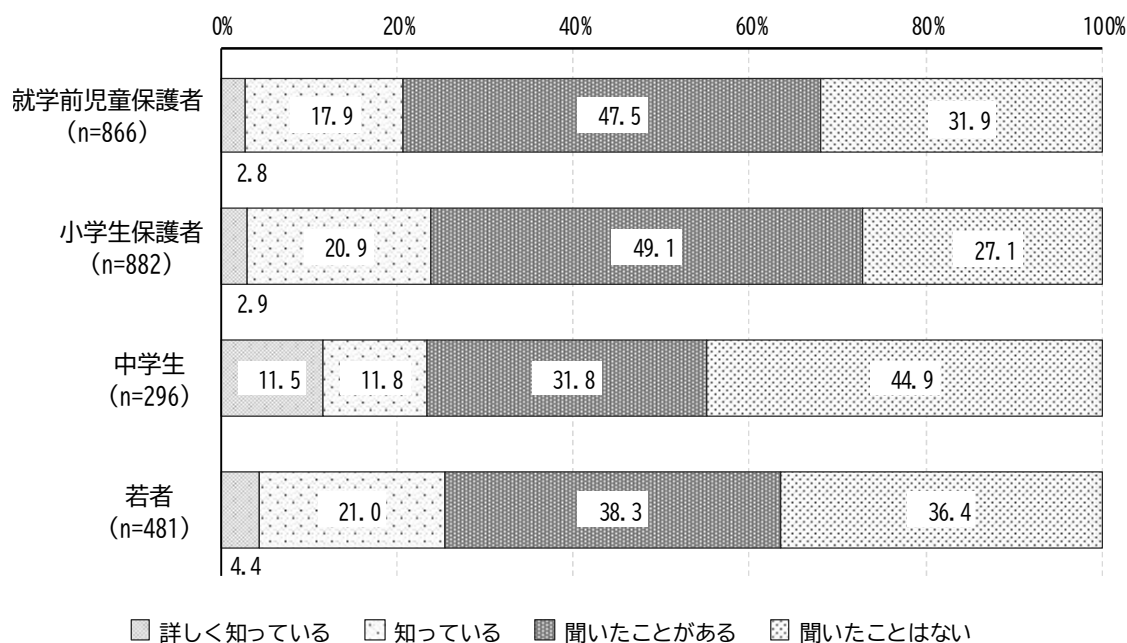
【現状と課題】

アンケート調査結果によると、「子どもの権利条約」の認知度として、就学前児童保護者と小学生保護者、中学生、若者のいずれの対象においても、知っている（「詳しく知っている」と「知っている」の合計）の割合は2割程度でした。また、中学生の4割以上が「聞いたことがない」と回答しており、子ども本人の認知度が低いことがうかがえます。

品川区内で子ども・若者、子育てに関わる支援を行う団体を対象に行ったヒアリング調査においては、子どもの権利を保障することの重要性を多くの団体が挙げています。

子どもの権利について子ども本人の理解を深めるとともに、子どもの権利を尊重する社会の実現につながるよう、理解を深める取り組みが必要です。

「子どもの権利条約」の認知度



【方向性】

子どもの権利への理解を深め、実際に尊重される社会の実現のため、多方面から包括的な啓発活動を行います。

【重点取組】

	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度
重点事業を検討し記載				

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
1 アプリを活用した 情報発信	子育て中の保護者と小中高生の子どもたちを対象としたアプリケーション「しながわこどもぼけっと」において、アプリのトップページに「東京都こども基本条例ハンドブック」へのリンクバナーを掲載し、子どもの権利に関する普及啓発を行っています。	
2 市民科教育での学 習	区立学校において、市民科を教科として位置付け、児童・生徒自らの在り方や生き方を探求するとともに、学んだ知識や技術を社会の一員として生かすことのできる資質・能力・意欲を育てる教育活動を行っています。この教育活動を通して、子どもの権利条約を学習する機会を設けています。	

取組の方向性

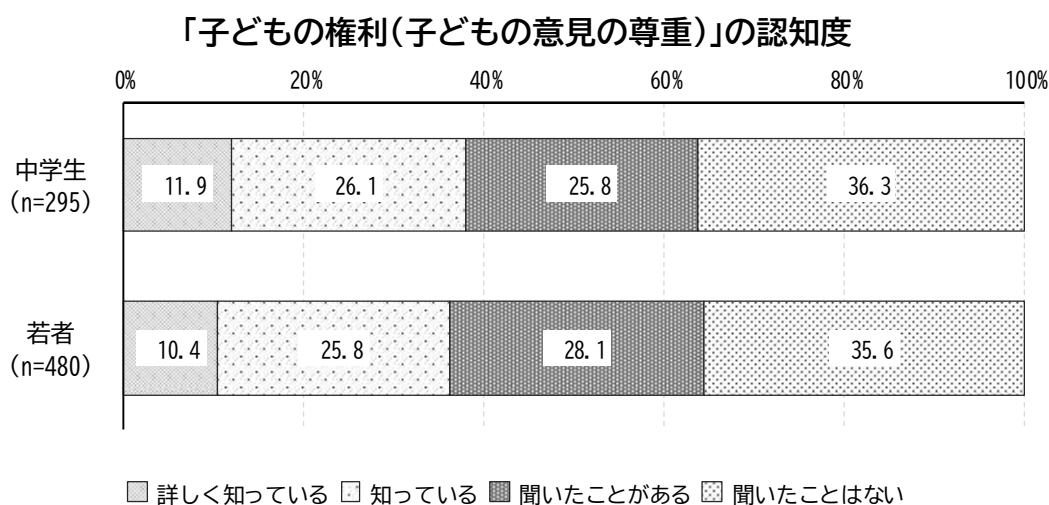
(2)子どもの意見表明・参加の仕組み

【現状と課題】

国においては「こどもまんなか社会」の実現を目的として、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず健やかな成長を社会全体で後押しするため、令和5年に「こども家庭庁」を発足しました。また、「こども基本法」を施行し、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができ社会的実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めました。

品川区においては、アンケート調査結果によると、「子どもの権利(子どもの意見の尊重)」の認知度として、中学生、若者のいずれの対象においても、知っている(「詳しく知っている」と「知っている」の合計)の割合は4割未満でした。また、「聞いたことがない」と回答している中学生・若者は3割を超えており、子ども・若者本人における子どもの意見の尊重に対する認知度が低いことがうかがえます。

多くの子どもの意見を聞き、その声を社会に反映する仕組みの構築が必要です。



【方向性】

子どもたちが自らの意見を積極的に表明し、自分自身に関わる決定プロセスに参加できるように取り組むことで、子どもたちの声が社会に反映され、より良い未来を築くための基盤をつくります。また、大人に対しては子どもの意見を尊重することの重要性について普及啓発を行います。

【重点取組】

	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度
重点事業を検討し記載				

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
1 こども会議	品川区こども計画の推進にあたり、こどもの意見を聴く場として、こども会議実施の検討を進めています。 意見表明をすることで、自らが当事者であるとの認識を持つとともに、計画の対象者である子ども・若者・子育て当事者の幸福度・満足度を高めていきます。	

取組の方向性

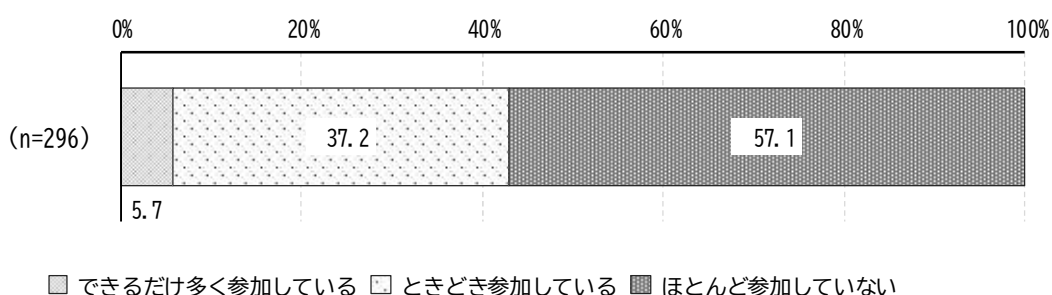
(3)子どもの学び、遊び、体験の充実

【現状と課題】

アンケート調査結果によると、学校以外の地域行事や活動への参加頻度として、中学生の半数以上が「ほとんど参加していない」と回答しており、子どもの学び、遊び、体験の場が限定的であり、多様な体験をする機会が不足していることがうかがえます。

また、品川区内で子ども・若者、子育てに関わる支援を行う団体を対象に行ったヒアリング調査においては、多くの団体が、子どもたちが安心して過ごすことができ、また様々な体験を通じて楽しく自分らしく過ごせる場所や機会の提供を重視されています。

学校以外の地域行事や活動への参加頻度【中学生】



【方向性】

地域全体で子どもの健全な成長を支援するため、教育や体験の機会の充実に取り組みます。子どもたちが多様な経験を積むことができる機会や場所を整備し、子どもが多様な学びと体験を通じて豊かな人間性を育むことができるように支援します。

【重点取組】

	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度
委員数				
事業数				

【具体的な取組】

事業名		事業内容	担当課
1	消費者育成および支援 (おもちゃの病院)	こわれたおもちゃを目の前で直すことで、ものを大切にする気持ちを育みます。自己管理能力を身に付け、自立した消費者として成長できるよう支援しています。	
2	天文工作教室	五反田文化センターで、天文に関する工作物を自分で作ることで、楽しみながら天文に興味を持つ機会を提供しています。	
3	プラネタリウム一般投影 (親子向け投影)・ 団体投影	五反田文化センター内プラネタリウムで、小学3年生以下の子どもと保護者を対象に、天文への興味を持ってもらうとともに学習の機会を提供しています。また、区内外の幼稚園・保育園・小・中学校など10名以上の児童・生徒の団体の要望により団体投影を実施しています。小学4年生に対しては、学習指導要領(理科)に沿った内容で実施しています。	
4	五反田宇宙ミュージアム	五反田文化センターで、天文や宇宙科学に関係した展示やワークショップなどを行い、子どもたちに宇宙に興味を持ってもらうとともに、宇宙に対する大きな夢やチャレンジ精神を持つ子どもたちを育てています。	
5	チャレンジスポーツ事業	幼児や小学校低学年を対象に「体を動かすことの楽しさ」「自分の得意な動き」を体感できる教室を実施し、スポーツの習慣化、裾野の拡大を目指します。	
6	ブラインドサッカー出前体験教室	18歳以上の代表者と小学3年生以上のメンバーの半数以上が区内在住・在勤・在学である10名～30名のグループを対象に、ブラインドサッカー体験ワークショップを年7回開催し講師を派遣しています。	
7	ホッケー教室	4歳以上を対象に、ホッケー教室を年3回開催しています。安全管理の観点から参加者の体格差などを考慮し、各回で対象年齢の範囲を狭める等工夫して実施しています。	
8	トップスポーツ観戦・体験ツアー	主に小・中学生を対象に、東京2020大会を契機として、区に関わりのできた競技(ホッケー、ブラインドサッカーなど)を中心に年5回以上のトップレベルの試合観戦等の機会を提供しています。	
9	ジュニア・リーダー教室	小学4年生～高校3年生を対象に、1年間通した異年齢の集団活動を行い、子どもたちが思いやりや助け合いの精神を身につけられる機会を提供しています。	
10	親子ネイチャープロジェクト	毎月第一日曜日の「家庭の日」の普及・啓発を兼ね、異年齢の親子が自然体験を通し、ともに成長することにより「意欲・関心」、「規範意識」、「職業意識」を醸成しています。	
11	親子体験交流事業	小学4～6年生の親子を対象に、災害時相互援助協定を結ぶ岩手県宮古市を訪れ、東日本大震災からの復興を目指し再整備を進めている街並みや震災遺構を見学し防災意識を啓発しています。また、宮古の豊かな自然に触れることに加え地元の子どもたちと交流することで参加親子の健全育成を図っています。	

12	親子交流支援事業	小学生とその保護者を対象に、区内に拠点を構える劇団の協力のもと、表現活動を通じて、親子の交流を深める事業を行っています。	
13	中高生の活動支援 (児童センター)	バスケットボールや卓球などのスポーツや音楽バンド、ダンスをとおして、中高生の居場所づくりと活動の支援に取り組んでいます。	
14	エコルとごしでの 環境学習講座・展 示	次代を担う子どもたちを主な対象として、地球温暖化対策をはじめとする各種環境学習講座や、展示などを行っています。	
15	こども文化財散策 ツアー	次世代を担う子どもたちが歴史や文化財に興味を持ち、郷土愛を育むことを目的として、小学3～6年生を対象に、平成24年度から実施しています。	
16	伝統工芸 ふれあい教室	区内小学校高学年を対象に、品川区伝統工芸保存会会員が伝統工芸の実演を行い、道具を使った手作り体験をしてもらうことで、伝統の技の大切さを知らせています。	
17	親子歴史講座	品川区内の小学生の親子15組を対象とした2日間の講座で、学芸員による講義を行った後、親子が協力して工作等を行い歴史を学習します。	
18	非核平和都市品川 宣言事業	平和の大切さと次世代に伝えるため、毎年8月、広島へ中学生平和使節を派遣、長崎へ青少年平和使節を派遣しています。	
19	環境学習	区内小学校、幼稚園、保育園を対象に清掃車の仕組みがわかるように改造した「スケルトン車両」等を活用し、ごみの積み込み体験やごみ・資源の分別ゲームなどを行い、子どもの頃からの環境に対する意識を啓発しています。	
20	小学生ごみ減量・ リサイクルポスタ ー展	区内公立小学校(義務教育学校を含む)の児童(全員)を対象にポスターコンクールを実施し、ごみ減量とリサイクルに関する意識・関心を高めます。	
21	区議会に関する啓 発 (品川区議会 こどものページ)	小・中学生、高校生を対象としたホームページを作成し、区議会の仕組みを理解してもらうとともに、区議会への関心を高め、若年層の社会参加に向けた意識の向上を図っています。	
22	選挙に関する啓発 (出前授業・模擬選 挙)	将来有権者となる小・中学生、高校生を対象に出前選挙を実施し、本物の選挙(投票所)の仕組みを理解させるとともに、選挙への関心を高め、若年層の投票率の向上を図ります。	
23	明るい選挙啓発ポ スターコンクール	区内にある公立・私立の小・中学校(義務教育学校を含む)および高等学校の児童・生徒(全員)を対象に、ポスターコンクールを実施し、将来の有権者である児童・生徒の選挙に対する関心を高めます。	
24	防災フェア	過去の震災の教訓を忘れず防災意識の高揚を図るためのイベントとして年に一度、防災フェアを開催しています。参加者が楽しみながら防災を学べるよう、各防災関係機関の協力のもと訓練の実演やポイントカードの仕組みを取り入れたブースの出展など、イベント性やゲーム性を持たせつつ実施しています。	

25	親子で防災体験	楽しく防災を学ぶ場として、小学生までの親子を対象にしながわ防災体験館にてワークショップを実施しています。内容は、簡易トイレの凝固剤を使った工作や消火器まあとあてゲームなど、楽しみの中にも防災に関する実践的な体験ができるものとしています。	
26	防災ポスターコンクール	区民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、区立学校の児童・生徒を対象に防災に関するポスターを募集し、受賞作品を展示しています。	
27	地震体験車の防災教育	区内学校等において、地震体験車による震度の体験を通して、発災時の初動対応や事前の防災対策について啓発しています。	
28	しながわ防災学校	小学生親子に向けたワークショップ、中学生以上の一般区民に向けた講座等を実施しています。	
29	しながわ水族館運営	「海や川とのふれあい」をテーマに娯楽性と学習性を兼ね備えた都市型の水族館として開館しています。	
30	「家庭の日」の普及啓発	毎月第一日曜日を「家庭の日」と定め、「子どもの豊かな心を育む」「人とのかかわりを学ぶ」大切な場所としての明るい家庭づくりを推進しています。また、親子ネイチャープロジェクトを開催し、次代を担う青少年の育成ならびに親育につなげていきます。	
31	赤ちゃんとのふれあい事業 (児童センター)	次世代の親となる小中高生と乳幼児親子が交流することで、赤ちゃんをいとおしく思う心を養い、親となる準備につなげることを目的として、児童センター、学校、乳児親子が協力して実施しています。	
32	プロスポーツ連携事業	区をホームタウンとするプロスポーツチームと連携し、小学生を対象としたスポーツ教室を実施することにより、プロスポーツ選手のトップレベルのプレーを間近で体感できる機会を創出します。	
33	携帯電話のマナー啓発 「しながわアクション」	成長期にある小中学生に対し、情報通信の発達した社会で安全かつ快適に生活する能力をしっかりと身に付けさせ、家庭、学校、地域等で子どもを見守ります。	

取組の方向性

(4)子どもの活動の場、居場所の充実

【現状と課題】

アンケート調査結果によると、中学生の放課後の居場所としては、「自宅」や「学校(部活動)」、「塾や習い事の場所」などが多いです。一方で、放課後にしたいこととして、運動や勉強と回答する中学生は2割弱程度と少なく、6割以上が趣味を楽しむことや友だちとの交流を望んでいることから、希望する過ごし方と実際に過ごしている場所が一致していない可能性があります。そして、休日は友達と交流することを望み、それができる場所を求めている傾向があります。

品川区内で子ども・若者、子育てに関わる支援を行う団体を対象に行ったヒアリング調査においては、多くの団体が、子ども・若者が気軽に立ち寄れる多様な居場所づくりの重要性を挙げています。

子どもが希望する過ごし方ができるような活動機会・交流機会の充実と、居場所づくりが求められています。

【方向性】

子どもたちの自主性や創造性を伸ばし、自分のよさに気づき自己肯定感を育むことができるように、子どもたちの活動の場や、交流の機会、日々の活動の成果を披露する機会を提供します。また、子どもが安心して、自分らしく過ごすことができる居場所の充実を図ります。

【重点取組】

	実績値			目標値
	令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度
	重点事業を検討し記載			

【具体的な取組】

事業名		事業内容	担当課
1	品川区民芸術祭 (アマチュアステージ/子どもフェスティバル)	区内の中学生以下によるアマチュアダンスグループを対象に、日頃の練習の成果発表の場を提供しています。	
2	品川区民芸術祭 (ティーンズコンサート)	区内の小・中学生・高校生・大学生、社会人による日頃の活動の発表および交流の機会として開催し、将来を支える次世代を対象に文化芸術の振興を図っています。また、社会人に出演いただくことで、社会に出てからも継続して音楽活動を続けていく姿勢に触れることができます。	
3	区民レクリエーション (区長杯子ども将棋大会)	小・中学生を対象に将棋大会を行い、日頃の鍛錬の成果を振るう機会を提供しています。	
4	区民レクリエーション (ジュニア囲碁フェスタ)	小・中学生を対象に囲碁大会を行い、日頃の鍛錬の成果を振るう機会を提供しています。また、入門教室を開催し、新たに囲碁に触れ親しむ機会を作っています。	
5	少年少女 スポーツ大会	少年野球、少年少女サッカー、小学生バレーボール、ミニバスケットボールの各大会を少年少女スポーツ団体と共催し、肉体的精神的な健全育成を図ります。	
6	全国大会出場者 支援事業	18歳以下の少年少女や少年少女スポーツ団体が東京都大会等の予選、選考会を経て文化・スポーツの全国大会に出場する際、助成金を交付します。	
7	こども 冒険ひろば事業	北浜公園内でプレイパーク「北浜こども冒険ひろば」を、しながわ区民公園内で「しながわこども冒険ひろば」を運営しています。子どもたちの自主性や創造性、自己責任の意識を育成するため、子ども自身が自然を題材とした遊びを創造し、様々な体験を通して成長できる環境を提供しています。	
8	二十歳の集い (令和3年度までの 名称:成人式)	20歳の方による実行委員会方式で、社会人としての自覚を促すとともに、輝かしい前途を祝福するために二十歳の集いを挙行しています。	
9	中高生ボランティア (児童センター)	中高生が、児童センターの活動を通して、人間関係を広げ、地域への貢献意識や自主性を育めるよう、支援しています。	
10	野外活動事業	野外活動を通じて、自然に接し、親しむことができるよう、初心者向けのキャンプ教室やファミリー向けのキャンプ教室を行っています。	

11	児童センター事業	<p>児童福祉法による児童厚生施設で、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること」(第 40 条)を目的としています。区内には 25 館の児童センターがあり、児童の健全育成に資するため、子どもたちに遊びの場と機会を提供し、自立を援助しています。</p> <p>また、子育て家庭を支援するために、子育て相談や親子のひろば等の充実を図っています。</p>	
12	すまいるスクール事業	<p>全区立小学校および義務教育学校で放課後や土曜日、夏休みなど長期休業日等に、学校施設において実施する全児童放課後等対策事業です。児童が学習や遊び、スポーツなどができる居場所として開設しています。</p>	

取組の方向性

(5)教育機会の確保

【現状と課題】

共働き世帯が増加し、保護者がフルタイムで働くことが増えていることにより、子どもに十分な時間を割くことができず、家庭内における子どもへの教育や育児のかかわりが減少しています。

また、アンケート調査結果によると、最近の子育てや教育の問題として、就学前児童保護者と小学生保護者のいずれにおいても「親の収入などによって受けられる教育に差があること」の回答が上位になるなど、家庭の経済的な背景や環境が、子どもの教育機会に影響を与えていることがうかがえます。

家庭環境に依存せず、すべての子どもが平等な教育の機会を得られるようにするための取り組みが求められます。

【方向性】

子どもの基礎的・基本的な知識・技能の習得や学習意欲の向上、学習習慣の確立を支援します。また、子どもが安心して教育を受けることができるよう、世帯や保護者の負担力に応じて経済的な支援を行います。さらに、家庭での教育力の向上を図り、子どもたちの学びをより一層支援します。

【重点取組】

	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度
	重点事業を検討し記載			

【具体的な取組】

事業名		事業内容	担当課
1	家庭の教育力の向上支援	区立全小学校、中学校および義務教育学校の保護者向けに子育てのヒントとなるように「しながわ子育て応援歌」を作成・配付し、また、親の子育て力・家庭力の向上を目指し家庭教育に役立つような講演会を開催しています。	
2	教員の区独自採用	区の教育施策の原動力となる教員を長期的かつ継続的に育成するため、区固有の教員を採用しています。	
3	学力定着度調査の実施	義務教育段階における知識・技能等に関する学力定着度調査を実施し、その結果を経年で把握することで、児童・生徒一人ひとりの学力の向上を図ります。	
4	品川地域未来塾	放課後や夏休みなどの長期休業期間中を利用して行う学習教室を実施しています。補習や定期考査対策、英検合格講座など、地域の方や大学生等が講師となり子どもたちの学習指導を行っています。	
5	総合教育会議	区長と教育委員会が教育に関する課題等について、協議・調整を行い、相互の連携を強化し、より一層の民意を反映した教育行政を推進するため、品川区総合教育会議を開催しています。	
6	私立学校(専修・各種学校)の指導・監督等	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区内私立学校(専修・各種学校)の指導監督等を行っています。	
7	市民科教育	区立学校において、市民科を教科として位置付け、児童・生徒自らの在り方や生き方を探求するとともに、学んだ知識や技術を社会の一員として生かすことのできる資質・能力・意欲を育てる教育活動を行っています。	
8	国際友好都市交流事業	姉妹・友好都市との交流事業を通じ、外国人や外国文化との交流を深め、国際人の育成を推進しています。	
9	小学校からの英語授業	グローバル化が進展する中で、小学1年生から「英語科」を実施し、JTE(英語専科指導員)等による区独自のカリキュラムの授業を実施し、英語教育の充実を図っています。	
10	ICTを活用した特別支援教育	区立学校において、特別な支援を要する児童・生徒の効果的な学習手段のひとつとして、タブレット端末を配付し、障害の実態に応じた教材アプリによる学習を行っています。	
11	中学生への学習支援 (ゆたか児童センター)	主に中学生を対象にし、大学生や地域の方が学習ボランティアとして、夏休みから受験時期にかけての学習を支援しています。気軽に参加できる雰囲気づくりを大切にし、学校生活や何気ない話にも傾聴を心がけ、子どもたちが安心できる居場所を作っています。	

12	奨学金貸付事業	修学する意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者およびその保護者に対し、修学に必要な奨学金を貸し付けることで有用な人材を育成することを目的としています。対象は、品川区に住所を有し高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程)に入学を許可された方とその保護者です。(大学生は対象外です。)	
13	ひとり親世帯学習支援	ひとり親家庭の経済的、精神的不安の軽減や自立支援に向けた取り組みとして、児童への個別の学習指導や進路相談を実施することにより、学習の習慣づけや進学意欲の向上を目指します。	
14	就学援助	品川区に住所があり、公立小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期課程)に在学する児童・生徒の保護者であって、生活に困窮するものに対し、学用品の購入費等の就学援助費を支給します。支給には所得制限があります。	
15	低所得世帯への塾代等の貸付	東京都社会福祉協議会で実施する「受験生チャレンジ支援貸付(中学校3年生および高校3年生への学習塾等の費用や、受験費用の貸付)」の相談、申請受付および償還免除申請受付を行っています。	
16	生活困窮者支援事業	学習支援あした塾:生活にお困りの家庭の中学生を対象に少人数制の学習指導を実施しています。ドリームサポート学習室:生活にお困りの家庭の高校生等を対象に自習室を開放しています。(指導員あり)	
17	次世代育成支援事業	塾代の支援:生活保護世帯へ学習塾などの通塾や夏季・冬季・集中講座、通信講座、補習講座等の受講料の支給を行う。 受験料の支援:生活保護世帯へ大学・専門学校等の受験料の支給を行う。	
18	子ども読書活動(乳幼児啓発事業) 「はじめてのえほんよんでよんで」	乳幼児から本に親しむ習慣を身につけることを目的に、各保健センター、子ども育成課(児童センター)と連携して、品川区の4カ月児健康診査の対象者である乳児およびその保護者に、引換券を配布し、品川区立図書館(11館)と大崎駅西口図書取次施設で図書館職員が選定した絵本等を入れた絵本パックと引き換えを行っています。 また、乳児とその保護者に向け、赤ちゃんと一緒に絵本を開く時間を持つことの大切さを伝える講座を開催しています。	
19	品川教育検討委員会における検討	区立全小学校、中学校および義務教育学校における一貫教育の推進および、今後の教育課題等への対応について、学識経験者、区立学校長、保護者・地域関係者等で組織する委員会にて検討を進めています。	

3. 子ども・若者の自立と社会参加を推進する

取組の方向性

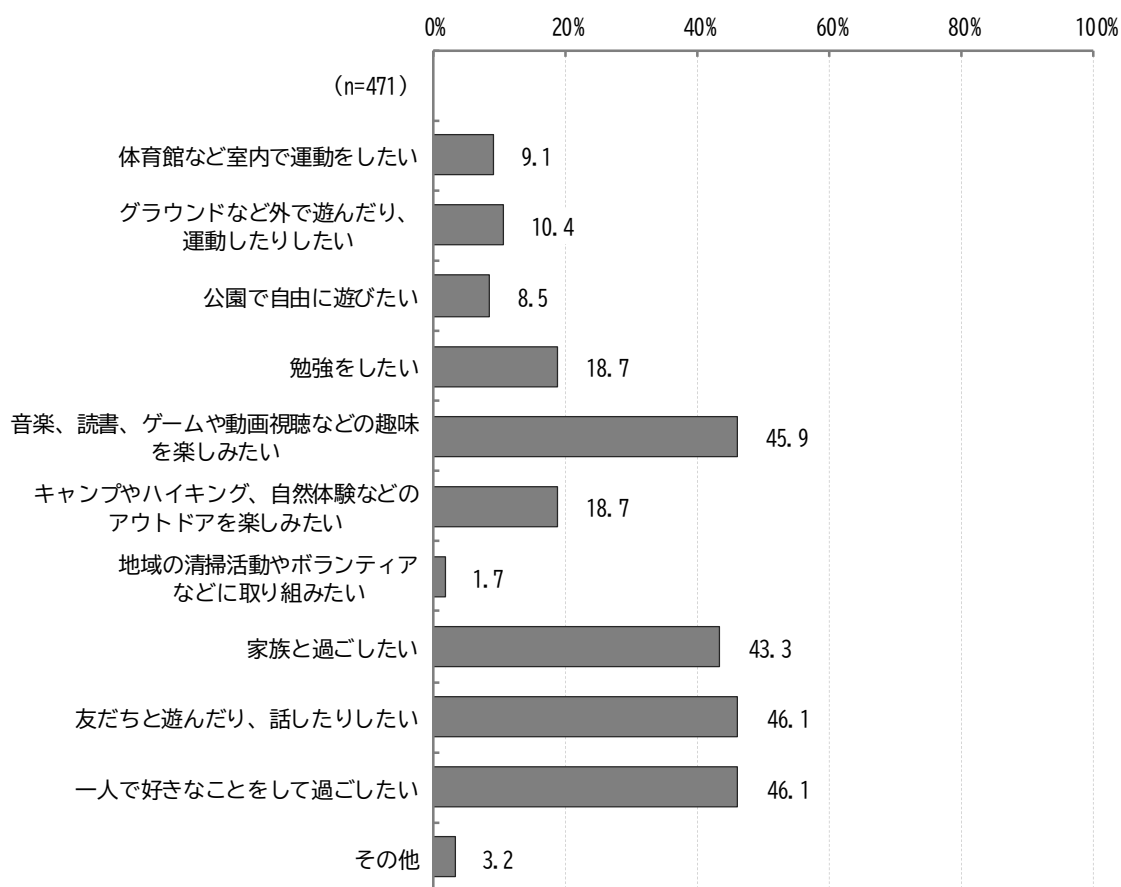
(1)若者の体験活動の充実

【現状と課題】

アンケート調査では、放課後(夕方)や休日にしたいこととして、「友達と遊んだり、話したりしたい」や、「一人で好きなことをして過ごしたい」、「音楽、読書、ゲームや動画視聴などの趣味を楽しみたい」が多く、「勉強をしたい」の回答は2割程度となっています。

学校などの教育機関や職場においては、体験や学習の分野が偏りがちで、幅広い分野に触れる機会が少ないことがあります。そのため、若者が多様な視点や柔軟なスキルを身につけることが難しくなり、将来のキャリアや社会活動での挑戦や成長が難しくなることが考えられます。学校や職場以外の場において、若者の体験活動を支援することが必要です。

放課後(夕方)や休日にしたいこと【若者】



【方向性】

若者が多様な視点やスキルを身に着け、広い視野での挑戦や成長を促すため、体験講座や学習講座を提供します。若者が様々な分野に興味を持ち、積極的に物事に取り組む姿勢を育てます。

【重点取組】

	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度
	重点事業を検討し記載			

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
1 パートナーシップ講座	16歳以上の区内在住・在勤・在学の方を対象に、品川区内および近隣区の学校と連携して、各学校の特色を生かし、様々な分野における専門的な講座を実施しています。 【講座実施校】立正大学・清泉女子大学・星薬科大学・昭和大学・杉野服飾大学・東京医療保健大学・産業技術大学院大学・明治学院大学・放送大学・都立産業技術高等専門学校・都立大崎高校・都立小山台高校・都立八潮高校	
2 しながわ学	16歳以上の区内在住・在勤・在学の方を対象に、立正大学と品川区が協働し、「しながわを知る」をコンセプトに、しながわに関する歴史や文化、産業、自然など様々な魅力について学ぶ講座を実施しています。	

取組の方向性

(2)若者の活動の場、居場所の充実

【現状と課題】

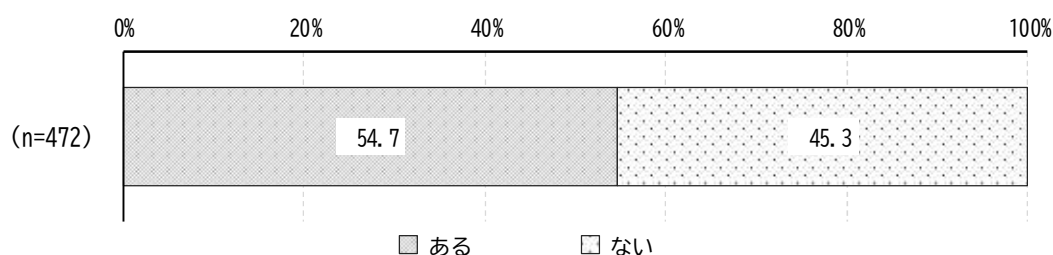
アンケート調査によると、家と学校(職場)以外で休日に過ごしたい場所が「ない」と回答した若者が4割以上いることから、多くの若者が放課後や休日に利用できる場所が品川区に不足していると感じていることがうかがえます。また、若者の地域活動の頻度については、およそ8割が「ほとんど参加をしていない」と回答していることから、地域活動への関心が低いことがうかがえます。

品川区内で子ども・若者、子育てに関わる支援を行う団体を対象に行ったヒアリング調査においては、子どもたちが自分のやりたいことが実現できる環境を整えることの必要性を指摘しています。

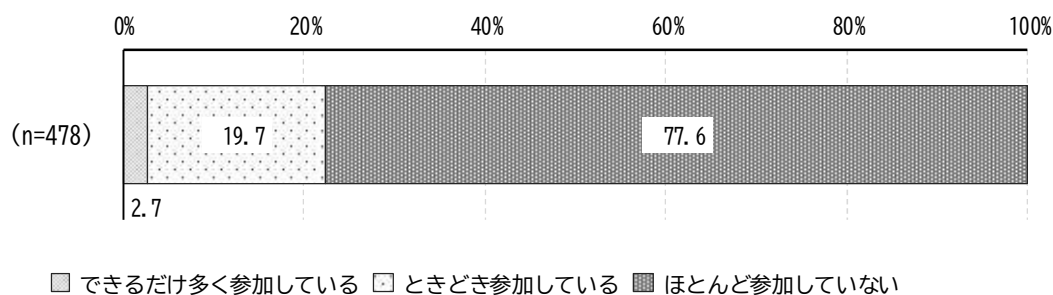
また、多くの団体が、子ども・若者が気軽に立ち寄れる多様な居場所づくりの重要性を強調しています。

地域における若者の活動機会や居場所となりうる場の充実が求められています。

家と学校(職場)以外で放課後(夕方)や休日に過ごしたい場所の有無【若者】



家と学校以外の地域活動の参加頻度【若者】



【方向性】

若者がボランティア活動等を通じて市民性・社会性を獲得し、地域社会へ参加することを支援します。また、若者が家と学校(職場)以外に過ごせる居場所づくりを推進します。

【重点取組】

	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度
重点事業を検討し記載				

【具体的な取組】

事業名		事業内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスアクションプラン (啓発誌作成、啓発講座)	男女共同参画啓発誌の編集委員として、区内大学が連携して参加しています。	
2	青少年の社会貢献活動	中学生以上からおおむね25歳くらいまでの青少年で組織されたボランティアグループ「しながわ役立ち隊」を支援しています。しながわ役立ち隊は、月1回程度の定例会や区内多方面にわたっての多種多様なボランティア活動を実践しています。	
3	青少年委員会の活動支援	青少年育成活動の促進のため、余暇指導や青少年団体の育成などを行っています。また、品川区から委託を受けジュニア・リーダー教室の運営などを行っています。	
4	青少年育成者の研修	青少年育成施策の現状と課題について学ぶため、青少年委員やジュニア・リーダーのスタッフ、地域の青少年育成者の研修を行い、青少年育成施策の質的向上を図ります。	
5	ティーンズ世代向け事業	主に10代の自主的な読書活動の充実を図っています。ビブリオバトルやPOPコンテスト等のイベントの開催や、中学生～大学生世代のボランティアを募集し、当該世代の事業への参画による事業の活性化を進めています。	

取組の方向性

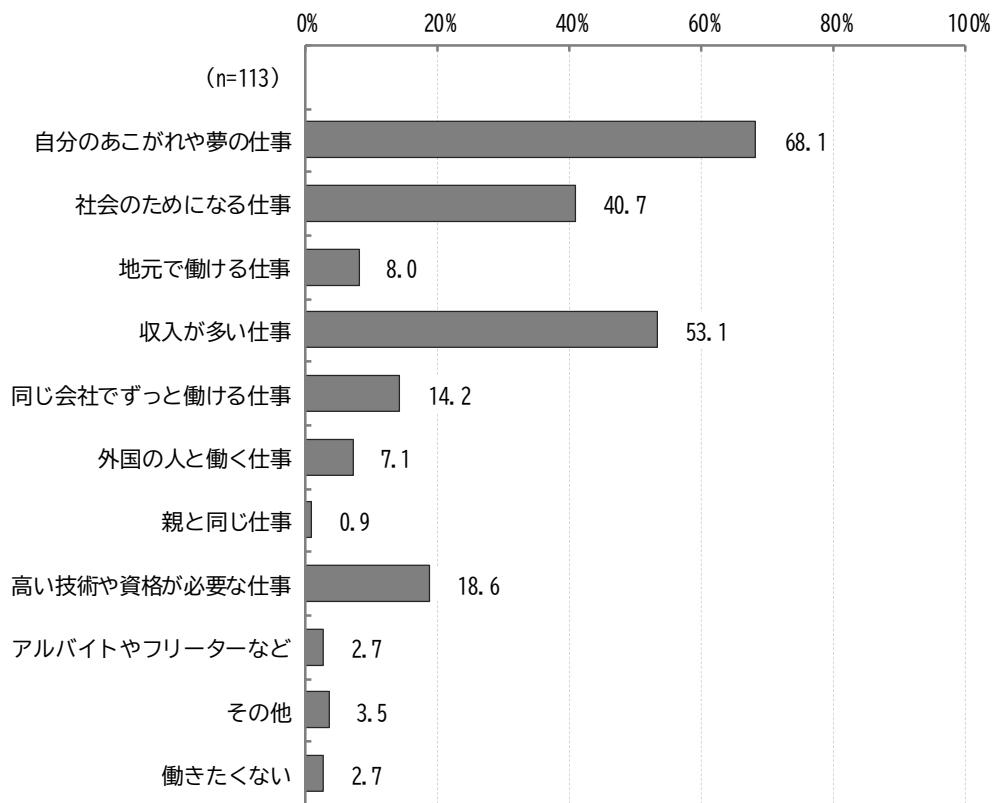
(3)社会参加の支援

【現状と課題】

アンケート調査では、将来就きたい仕事として、「自分のあこがれや夢の仕事」、「収入が多い仕事」、「社会のためになる仕事」を挙げる若者が多くいました。「働きたくない」と回答した 2.7 ポイントを除くと、ほとんどの若者が何らかの仕事に就く意欲を持っていることがうかがえます。

就職を希望する若者が、将来なりたい仕事に就くための支援が必要です。

将来就きたい仕事【若者】



【方向性】

就職を希望する若者が自分の夢や希望に沿った職業に就くための道筋を整え、より豊かなキャリアを築くための支援をします。

【重点取組】

	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度
委 事	重点事業を検討し記載			

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
1 就業相談・ 就業支援セミナー	キャリアコンサルタントが「働く」ことに関する相談に幅広く柔軟に応じます。また、就職活動に役立つノウハウを伝える就業支援セミナーを実施しています。	
2 技術者育成支援	区内に立地する東京都立産業技術高等専門学校と連携し、若手技術者のスキルアップを目的とした人材育成セミナーを開催しています。	
3 インターンシップ事 業促進助成	産学交流を促進し、区内ものづくり産業等の振興を図るため、東京都立産業技術高等専門学校等の学生をインターンシップとして受け入れる区内中小企業に対し助成金を交付しています。	
4 大学生や専門学校等 の保育士養成校の 実習生受け入れ	区立保育園に品川区内在住、もしくは品川区内の教育施設の在校生に対し、実習生の受け入れを行っています。実際に保育園で保育士の体験を行うことにより、保育士の仕事をより具体的に知ってもらい、自分のキャリアに活かすことを目的としています。	
5 新規学卒者の就職支 援	産業や職業に関する知識が浅い学卒者に対する職業紹介にあたって、教育機関と連携を図り計画的な職業指導、綿密な職業相談を行い、事業所に対しては受入体制の整備の指導を行っています。計画的な新規学卒者の求人開拓、進路相談担当者と連携した就職環境の理解促進、就職準備講座など、きめ細かな職業相談・支援をしています。また、年少従業員の就業事業所を訪問、職場適応指導を行っています。	
6 職業訓練のあつ旋	若年者に対する職業相談の過程で、希望とする職種・業界への就職実現に向けて、不足していると考えられる技術、知識、資格取得のため、若年者向けの職業訓練についての説明、あつ旋を行っています。	
7 高等学校中途退学者 の就職支援	就職希望を理由に高校を退学している人も少なくなく、中には産業・職業についての知識が浅く、就職にあたっての基本的な心構えが十分に形成されていない人もいます。職業や労働市場に関する情報の提供および職業選択等にあたっての助言を積極的に行うことにより、的確な職業紹介につなげています。	

4. 困難を抱える子ども・若者・家庭を支える地域の取り組みを推進する

取組の方向性

(1)生活に困難を抱える子育て家庭への支援

【現状と課題】

国においては、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等などをはかることを目的として平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、令和元年には「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しました。

経済協力機構の調査によると、令和3年の子どもの貧困率は11.5%であり、前回調査(平成30年)と比較して若干の改善傾向にあるものの、指標の更なる改善が必要となっています。

【方向性】

生活困窮家庭などに対する自立支援の取り組みを推進するとともに、さまざまな事情で生活に困難を抱える子育て家庭が地域や子育て支援機関とかかわりを持ち、必要な時に適切な支援が受けられるような体制を整備します。

【重点取組】

	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度
	重点事業を検討し記載			

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
1 里親制度	様々な事情により家庭で生活できない児童を里親宅で預かり、家庭と同様の環境で養育します。	
2 しあわせ食卓事業	食の支援を必要とするひとり親家庭等に対し、企業からの寄付やふるさと納税制度(ガバメントクラウドファンディング)を原資とした食品配送を実施しています。その際、アンケート用紙や就労・学習・住宅支援等の案内を同封し、支援が必要な世帯を適切な相談窓口や事業等につなげ、最終的に各家庭の自立を目指すことを目的としています。	
3 子どものいる生活保護世帯への支援	子どものいる生活保護世帯に対し、専門支援員が家庭訪問や面談を通じて、子どもの成長過程や世帯の課題等の家庭状況を把握した上で、各関係機関・支援機関に繋げ、連携・協力して子どもの健全育成を図っています。また、高校進学、大学進学、就職等の進路に関する情報提供、相談、塾代の助成および学習指導を行っています。	

取組の方向性

(2)相談支援体制の充実

【現状と課題】

アンケート調査では、困ったときに相談できる相談先の認知度が中学生・若者のいずれにおいても低い傾向があります。多くの子ども・若者が相談できる場所やサポートを知らず、困難な状況に直面しても適切な支援を受けることが難しい状況にあります。

また、品川区内で子ども・若者、子育てに関わる支援を行う団体を対象に行ったヒアリング調査においては、深刻な悩みを抱える子どもの低年齢化を感じている団体もありました。

困難な状況に置かれた子ども・若者がアクセスしやすい相談先の充実と、支援体制の構築が求められています。

【方向性】

心の悩みを抱えたり、生きることにつらさを感じている人やその家族、友人が、必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談窓口等の充実と、周知を図ります。また、必要な時に適切な支援が受けられるように体制を整備します。

【重点取組】

	実績値			目標値
				令和 11 年度
	重点事業を検討し記載			

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
4 少年相談及び犯罪被害少年への支援	子どもの非行・不登校などで悩んでいる家族や子ども自身に対して、少年相談専門職員などが継続的に面接を行っています。また、犯罪等の被害を受けた少年に対して、継続的な支援活動を推進しています。対象は 20 歳未満です。	
5 非行相談	金銭持出し、家出、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為等問題行動のある児童の相談や警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、または触法行為があったとして通告のあった児童の相談、指導をします。	
6 SOSカードの配布・相談	悩みを一人で抱え込み、自殺に追い込まれることを防ぐため、誰もが相談できるように相談先案内カードを作成し、配布しています。	
7 育成相談	本人や家族から相談を受け、心理判定や医療診断を行い、継続的に一定期間、治療プログラムやカウンセリングなどを実施しています。	

取組の方向性

(3) 生きづらさをもつ子ども・若者への支援

【現状と課題】

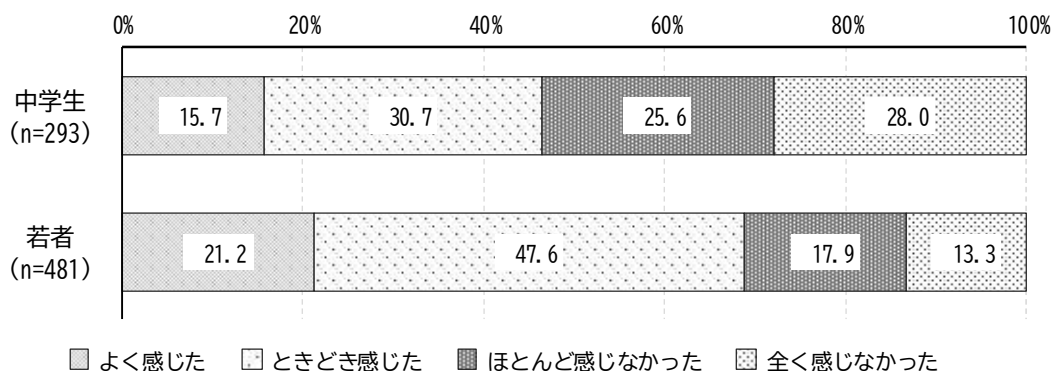
品川区では、不登校やひきこもり等、子ども・若者が抱える問題の複雑化に対応するため、相談拠点を設置およびその充実に努めています。この相談拠点は、生きづらさをもつ子ども・若者の状態に応じて、必要な支援先へつなぐ役割を担うとともに、安心できる居場所として、家庭、学校につぐサードプレイスの役割も担ってきました。

しかし、品川区内で子ども・若者、子育てに関わる支援を行う団体を対象に行ったヒアリング調査においては、コロナ禍を通じて子ども・若者からの相談内容がより深刻化・複雑化し、本来ならば社会全体で担うべき問題がサードプレイスである相談拠点に集中している傾向を感じている団体がありました。

アンケート調査では、ストレスや生きづらさを感じた（「よく感じた」と「ときどき感じた」の合計）と答えた中学生は約半数、若者では約7割でした。また、中学生と若者を比較すると、若者のほうが高い割合でストレスや生きづらさを感じていることがうかがえます。

生きづらさを抱える子ども・若者を社会全体で支える仕組みが求められています。

最近、ストレスや生きづらさを感じたか【中学生】・【若者】



【方向性】

学校生活や就労等、様々な理由に悩みを抱えるひきこもりやニート等の若者や、その家族に対して、一人ひとりの状況に応じた専門相談や就労意欲の喚起等、自立に向けた継続的な支援を推進します。

また、関係機関が連携し、それぞれの専門性を生かして支援する体制の整備や居場所づくりに取り組みます。

【重点取組】

	実績値			目標値
	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 11 年度
	重点事業を検討し記載			
事業数				

【具体的な取組】

事業名		事業内容	担当課
1	子ども若者応援フリースペース	不登校やひきこもりの子どもや若者が安心して自分らしく過ごせる居場所づくりや、保護者等との相談を行っています。	
2	エールしながわ	ひきこもり等を理由に、ひとりで悩む本人や保護者との相談を行っています。また、社会体験プログラムや家族懇談会、学習会等を開催しています。東京都の支援事業であるひきこもりサポートネットの第一窓口としても開設しています。	
3	ひきこもり、若年無業者（ニート）の就職支援	これまで就労機会がほとんどない若者やひきこもりなど長期にわたり就労経験がない人など、本人の段階やおかれた状況に応じて、若者サポートステーションや若者ハローワークなど、より適した機関への誘導・案内を行っています。	
4	ヤングケアラー支援事業	本来大人が担うことが想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーは、本人や家族に自覚がなく、支援が必要でも表面化しにくいものです。ヤングケアラーの存在を把握することを踏まえ、関係機関や当事者への普及啓発、把握したヤングケアラーを継続して繋ぐ体制づくり、ヤングケアラーの負担軽減に向けた支援策の構築を行っています。	
5	児童・思春期のこころの相談、精神保健相談	児童期から青年期あるいは、ポスト青年期における発達や行動上の問題および精神疾患について、精神科専門医師による相談を行っています。	
6	児童・思春期等こころの相談支援	保健師や相談員が、思春期から青年期にかけて特有の問題や悩みについて相談に応じ、本人や家族の支援にあたっています。	
7	思春期講演会	思春期の心の問題と対応について学び、家族や関係者の対応能力の向上を目指す講演会を開催しています。	
8	消費者育成および支援（消費生活相談・出前講座）	成年年齢の18歳引き下げにより、悪質商法に狙われる若者の範囲が広がり、これまで以上に、若者を対象に増加している悪質商法・詐欺（マルチ商法、デート商法、架空請求、ワンクリック請求など）についての消費者教育を推進し予防します。また、トラブルに巻き込まれた場合には消費生活相談で解決の方法を探ります。悪質商法に巻き込まれない、自立した消費者として安全に生活できる力を養います。	
9	非行少年の立ち直り支援・就労支援	非行少年の立ち直り支援として、農業体験による活動やハローワークと連携した就労支援活動を推進しています。	

10	マイスクール (適応指導教室)	区立学校に在籍し、主に心理的な要因等により不登校またはその傾向のある児童・生徒に対して、自発的な学習やその他の活動の場を提供し、学校生活への復帰を含めた社会的な自立ができるよう支援しています。	
11	幅広い日中活動の場の確保	ライフステージの様々な場面で、友人関係、不登校、引きこもりなどの困難を抱えている背景に発達の特徴が考えられることがあります。そうした方を対象に小学4年生から大学生相当の方とご家族からの相談事業と、日中活動の場の提供や個別支援などを、発達障害・思春期サポート事業として行っています。	
12	社会的自立を目指した支援	発達障害者支援施設内において、発達に特性のある主に成人の方の社会での自立を目指した相談と自己認知を目的とした日中活動支援を、成人期支援事業として行っています。	
13	社会を明るくする運動	犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支え、犯罪や非行に陥らない地域社会づくりを目指しています。毎年7月を強調月間として、「社会を明るくする運動」が全国一斉に実施されています。品川区においても、推進委員会を設け小・中学校 PTA、保護司、民生委員・児童委員および青少年対策地区委員会等関係団体とともに、運動を実施しています。	
14	性同一性障害等に関する相談・啓発	性同一性障害等であることにより悩みを抱えている方の相談を受けています。また、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を行っています。	
15	青少年問題協議会の活動支援	青少年の指導、育成に関する総合的施策の樹立に必要な調査・審議および施策の適切な実施に必要な団体・関係行政機関相互の連絡調整を図っています。また、青少年の健全育成のため、「夏季対策パンフレット」、「あすに向かって(中学校・義務教育学校(後期課程)生活へのガイドブック)」の発行等を行っています。	
16	品川区青少年対策地区委員会連合会が実施する地域環境実態調査に対する支援	青少年を取り巻く環境の悪化を防ぐため、品川区青少年対策地区委員会連合会が、各地区委員会協力のもと、不健全な図書類等の書店やコンビニ等での区分陳列・包装、ゲーム遊戯店や看板・ポスターなど青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものの調査を実施しています。区では連合会の活動に対し、事務局として支援を行っています。	
17	有害環境浄化活動	インターネット上の違法・有害情報等の少年を取り巻く有害環境の実態把握を行い、関係機関等と連携を図り、少年を取り巻く環境の整備を推進しています。 ※対象は、20歳未満です。	

取組の方向性

(4)ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

東京都の福祉健康基礎調査(令和4年)によると、ひとり親世帯の79.7%が暮らし向きのことや子育てに関して今まで困ったことがあると回答し、そのうち、ひとり親になった当時困ったこととして、70.0%が「家計について」を挙げています。ひとり親家庭が直面する深刻な経済的課題がうかがえます。

家計の圧迫により、生活費や子どもの教育費、医療費などが負担となっています。また、仕事と育児の両立が難しく、経済的・精神的に不安定な状態が続くことも考えられます。

ひとり親家庭が安定した生活を送り、子どもたちが健全に育つ環境を整えることが求められます。

【方向性】

ひとり親家庭が安定した就労や生活のもと、子ども・若者を健全に育むことができるよう、ひとり親家庭への支援を推進します。

【重点取組】

	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度
	重点事業を検討し記載			

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
8 ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の健康を維持し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む)を養育しているひとり親家庭等に対し、保険診療による医療費の自己負担分(入院時食事負担金を除く)の一部または全部を助成します。	

9	児童育成手当・障害手当	<p>区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に児童育成手当を支給します。</p> <p>(ア)父母が離婚した児童(イ)父または母が死亡・生死不明の児童(ウ)父または母に引き続いて一年以上遺棄されている児童(エ)母が婚姻によらないで生まれた児童(オ)父または母が法令により1年以上拘禁されている児童(カ)父または母に重度の障害がある児童(キ)父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童また、以下の障害がある20歳未満の児童を養育している世帯に障害手当を支給します。</p> <p>(ア)中度以上の知的障害(愛の手帳1～3度程度)</p> <p>(イ)身体障害者手帳1～2級程度(ウ)脳性麻痺、または進行性筋萎縮症</p>	
10	児童扶養手当	<p>区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む)を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に支給します。</p> <p>(ア)父母が離婚した児童(イ)父または母が死亡・生死不明の児童(ウ)父または母に引き続いて一年以上遺棄されている児童(エ)母が婚姻によらないで生まれた児童(オ)父または母が法令により1年以上拘禁されている児童(カ)父または母に重度の障害がある児童(キ)父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童</p>	
11	ひとり親家庭自立支援助成事業	<p>母子家庭の母または父子家庭の父を対象に、母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業では、対象の母子家庭の母または父子家庭の父に、就業に結びつく可能性の高い講座の受講費用の60%相当額を助成し、主体的な能力開発への取り組みを支援しています。また、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業では、対象の母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつく可能性の高い資格を取得するために養成機関に通う間の生活費相当分を一部助成し、自立を促進しています。</p>	
12	母子・父子自立支援プログラム策定事業	<p>児童扶養手当受給者等で就労意欲のある母子家庭の母または父子家庭の父に、専門的就労相談員が個々の状況・ニーズに応じた就労プログラムを策定、就労までの相談や求職活動の助言およびハローワークへの同行等を行い、自立・就労を支援しています。</p>	
13	ひとり親家庭相談	<p>母子家庭の母または父子家庭の父を対象に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいて、常勤の母子・父子自立支援員を配置し、就労問題や教育問題など、ひとり親家庭の抱えているさまざまな問題について相談に応じ、自立のための援助を行っています。</p>	
14	母子・父子福祉資金貸付	<p>20歳未満の子ども等を扶養している母子家庭および父子家庭の経済的自立の助成と児童の福祉の増進を目的として、母子・父子自立支援員が相談を受け、審査の上、必要な資金の貸し付けを行っています。</p>	

15	母子生活支援施設	児童福祉法に基づき、配偶者のない女性(母親)と扶養されている18歳未満の児童を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する施設です。これらの母子に対してさまざまな援助を行い、母親の生活の安定や、児童の健全育成を目指すなど、入所者の福祉を増進し、自立のための支援を行っています。	
16	ひとり親家庭休養ホーム事業	母子家庭または父子家庭の親子がレクリエーションと休養のために、区が指定した宿泊、日帰り施設を無料または低料金で利用できます。	
17	ひとり親家庭一時介護事業	児童育成手当の受給世帯またはこれに準ずる世帯で親や中学生以下の児童の一時的な傷病などのため、日常生活を営むのに支障がある場合に掃除や洗濯など日常生活に必要な介護を行う事業です。	
18	養育費相談支援事業	離婚を考えている、または離婚後に養育費の取り決めをしていなかった相談者に対し、適正な養育費が受け取れるよう、個別相談支援から調停利用の手続き支援、公正証書作成費用補助、養育費立替保証助成等の支援を行っています。	
19	ひとり親家庭住宅入居支援事業	18歳未満の子を抱えるひとり親世帯が住宅に困窮している場合に、民間賃貸住宅への入居支援(賃貸借契約における保証会社の初回保証料助成)を行うことで、ひとり親家庭の自立の助長を促すとともに生活の安定を図っていきます。	

取組の方向性

(5)児童虐待の防止

【現状と課題】

こども家庭庁によると、全国 232 か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数が令和4年に過去最多となっています。

品川区においては、子どもと家庭に関するあらゆる相談、児童虐待に関する相談体制の整備を目的として、令和2年に区の直営による子ども家庭支援センターが設置され、地域のネットワークを構築し、子育てを総合的に支援してきましたが、近年、区内の児童虐待相談件数は増加傾向にあります。

虐待の種類には、身体的期待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待などがあり、それぞれに異なる対応が求められています。虐待の発見が遅れることで、子どもたちに深刻な影響を与えることがあることから、未然防止・早期発見の重要性が増しています。

【方向性】

品川区においては、令和6年度に児童相談所を開設し、すべての子どもの健やかな育ちを守り、子どもの最善の利益を追求するための新たな体制づくりを進めます。

児童相談所を設置した後も、子ども家庭支援センターを存続させ、専門性をもった両機関が役割分担のもとで協力して、子どもと家庭を支援します。一時保護などの法的対応を担う児童相談所と、虐待予防・地域での養育の支援などを担う子ども家庭支援センターが両輪となって、虐待の重篤度や相談者のニーズに応じた相談・支援体制の構築を図ります。

【重点取組】

	実績値			目標値
	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 11 年度
	重点事業を検討し記載			

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
1 人権啓発講座、啓発パンフレット	デートDV、ネットによるいじめやリベンジポルノ等人権侵害について、講座の実施、二十歳の集い等でのパンフレット配布などにより、被害者にも加害者にもならない、させないための啓発を行っています。	
2 いじめ問題調査委員会	区立学校等で発生した重大事態への対処、または当該重大事態と同種の事態の発生の防止を目的として、いじめに係わる重大事態が発生し、その再調査を区長が必要と認めた場合に、品川区いじめ問題調査委員会を設置します。	
3 要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見や適切な保護、支援を図るとともに、虐待の無い地域社会を創るため品川区虐待防止ネットワーク推進協議会を設置しています。その下の位置づけとして身近な地域子育て支援拠点の児童センターが、13 地域ごとに地域分科会(実務者会議)を、要保護児童等の具体的支援のために関係機関で個別ケース検討会議を開催します。	
4 区立児童相談所設置に向けた検討・取り組み	平成 28 年の児童福祉法改正により、特別区が児童相談所を設置することが可能となりました。区は、令和6年 10 月の区立児童相談所開設を目指し、運営体制の検討や施設整備、人材の確保・育成等に取り組んでいます。	
5 児童虐待への対応	児童虐待対策ブロックチームを編成し、虐待通告へ迅速に対応しています。児童相談所の人員を増員し、虐待対策班の強化を進めています。	
6 一時保護	緊急に保護を要する児童を一時的に保護します。一時保護所の定員を増やすとともに、子どもたちが安心、安全に生活できる環境整備を進めています。	
7 施設への入所	様々な事情により家庭で生活できない児童を一定期間、乳児院、児童養護施設で預かります。児童が生活する施設においては、グループホーム等の小規模化を進めています。また、働きながら自立をめざす 20 歳未満の入所者に自立援助ホームを紹介しています。	
8 養育支援訪問	保護者の不適切な養育態度、極度の養育不安などにより、児童の成長に懸念が持たれる家庭について、保健所・保健センターなどの関係機関と連携して把握し、児童虐待の予防的支援を行っています。	

5. 子ども・若者が居心地よく過ごすために充実した環境を整備する

取組の方向性

(1)地域における施設の充実

【現状と課題】

品川区には、児童の健全育成を目的とした施設として、区内に 25 か所の児童センターがあります。児童センターでは子どもたちの創造力や自主性を高めるため、美術・音楽・スポーツ・体験等バラエティーに富んだクラブ活動を行っています。また、区内の 9 か所の児童センターでは、「ティーンズプラザ」事業が実施されており、小学生から中高生、さらには保護者までが集う場を提供しています。

子どもにとって、安全に使用できる環境の維持とともに、地域の子どもが集う拠点として利用しやすい環境を整えることが必要です。

【方向性】

地域全体で子どもを支えるために、利用施設が多様なニーズに応じた事業や異世代交流の拠点として機能するように、安全で利用しやすい環境を整備します。

【重点取組】

	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和 11 年度
	重点事業を検討し記載			
事業数				

【具体的な取組】

事業名		事業内容	担当課
1	公園・児童遊園の整備	住民のレクリエーションや憩いの場、子どもがのびのびと安全に成長できる場、防災の拠点、生物の生育の場、生き物とのふれあいの場などとして、公園・児童遊園の整備を進めています。	
2	老朽化・就学人口増等に伴う学校改修・改築	学校改修については、学校施設の十分な安全性・機能性を維持するため、建設からの年数、前回の改修工事からの年数を基準に現地調査を行い、計画的に進めています。 また、学校改築についても、建物の老朽化、就学人口の増加および多様な学習内容・学習形態に対応するため順次進めるとともに、環境やバリアフリー、災害発生時の避難拠点としての機能にも配慮した学校づくりを進めています。	
3	駅のバリアフリー化に対する助成	『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』などに基づき、可動式ホーム柵、エレベーター、内方線付点字誘導ブロックなどの設置費助成を鉄道事業者へ行い、だれにも安心・安全な鉄道駅利用環境整備を促進しています。	
4	段差の解消、歩道の平坦化	福祉のまちづくりの一環として、私道入口、公共施設やそれに準ずる民間施設等に隣接する側溝のゼロ段差化、及び歩道改修時に縦横断勾配を改善する事により、歩道巻き込み部や横断歩道部並びに車両乗り入れ部の平坦化を実施し、歩行環境の向上を図っています。	
5	キャンプ場運営事業	青少年育成を目的とした各野外活動団体を対象に貸し出しているキャンプ場を円滑に施設運営するため、施設管理業務を行っています。	

取組の方向性

(2)関係団体への支援

【現状と課題】

品川区内で子ども・若者、子育てに関わる支援を行う団体を対象に行ったヒアリング調査においては、多くの団体が人件費を負担に感じており、そのため必要な人員の確保や適切なスキルを持つスタッフの確保が難しく、また、持続可能な運営や質の高いサービス提供が制限されています。

子ども・若者、子育て環境を支える側の支援や適切な活動場所の提供などが求められます。

【方向性】

子ども・若者、保護者への支援がより効果的かつ持続可能なものとなるように、関係団体との連携を強化し、包括的な支援体制の充実を図ります。また、地域における多様な担い手の人材の発掘や、活動支援に取り組めます。

【重点取組】

	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度
委	重点事業を検討し記載			
事業数				

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
1 青少年対策地区委員会の活動支援	青少年を取り巻く様々な課題に対して、行政と地域が一体となり、より密着した青少年健全育成事業の実施を図っています。また、地区委員会連合会事業では青少年の健全育成活動の一層の充実と地区委員相互の交流を図っています。	
2 地域スポーツクラブ	いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツを楽しめることを目指し、地域の日常的なスポーツ活動の場として、子どもから大人まで、また、高齢の方や障害のある方を含めすべての人が参加できるスポーツクラブを地域住民自らが主体となって運営します。	
3 青少年健全育成者感謝状贈呈式	少年野球、少年少女サッカー、小学生バレーボール、ミニバスケットボール等少年少女スポーツの育成者に感謝状を贈呈することで、青少年の健全育成に携わる指導者層の拡大につなげていきます。	
4 スポーツ指導者養成	各スポーツ団体の育成者を対象に、講演会、講習会を開催し、「スポーツ	

	事業	の楽しさ、素晴らしさ」を子どもたちに伝えられる指導者を養成します。	
5	子ども食堂 ネットワーク支援	地域コミュニティの中で子どもを育てていく効果的な拠点として期待できる子ども食堂運営者間等の情報交換・共有ネットワーク構築のため、品川区社会福祉協議会内に「子ども食堂ネットワーク事務局」を設置し、子ども食堂フォーラムや子ども食堂ネットワーク会議の開催、子ども食堂マップの作成等について支援しています。	
6	子ども食堂支援	子ども食堂運営者等が行う、地域の子どもたちへの食事や食材、交流の場の提供に対して補助金を交付することで、安定的な実施環境を整備し、地域に根ざした活動を支援しています。	
7	読み聞かせ ボランティアの活動 支援	主に18歳以上の方を対象に、図書館で活動している児童サービスボランティアの技術向上を目標に実施するほか、新しく図書館で活動される方を募る講座や地域で活動しているボランティアの技術向上を目標に実施しています。	

取組の方向性

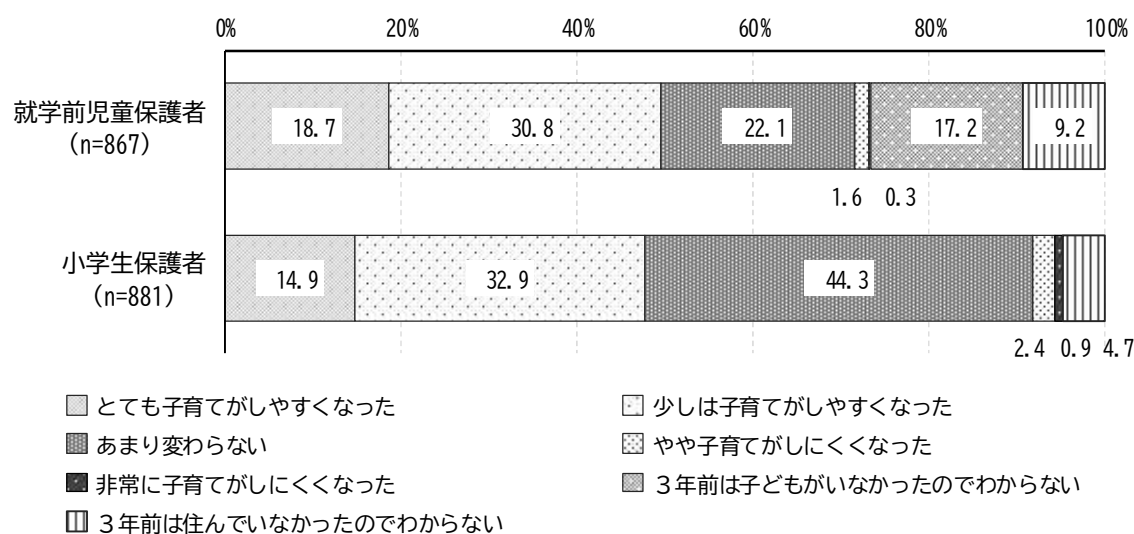
(3)地域におけるネットワークの充実

【現状と課題】

アンケート調査では、就学前児童保護者と小学生保護者において、およそ半数の保護者が3年前と比較して子育てがしやすくなったと感じています。子育てがしにくくなったという回答はほぼありませんでした。また、区の子育て支援への取組や少子化対策として期待すること、重要なことについては、「犯罪や災害、交通事故から子どもを守るための取組」、「子どもが参加できるイベントや事業の充実」、「地域における子どもの居場所の充実」などの、子どもたちの成長環境についても関心が高いことがうかがえます。

子ども・若者、子育て家庭が暮らす地域において子育て環境のさらなる充実を図ることが期待されています。

3年前と比較して子育てをしやすいまちになったか【就学前児童保護者】・【小学生保護者】



【方向性】

子ども・若者、保護者が安心して過ごすことができるように、地域や関係機関と連携を図り、地域における安全対策の推進や地域の大人を対象とした子育て交流の機会の創出に取り組むことで、子ども・若者、保護者を地域社会全体で見守り・支えるまちづくりを推進します。

また、学校を核として、保護者や地域と連携し、義務教育の9年間を地域ぐるみで支える継続的な教育活動の展開を推進します。

【重点取組】

	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和11年度
	重点事業を検討し記載			

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
1 子ども家庭支援センター事業	福祉、保健・医療、教育等の各分野の関係機関と連携し、子どもとその家庭に関する総合相談、在宅サービス等の提供・調整、および地域の組織化等を行い、子どもとその家庭の福祉の向上のために地域の支援ネットワーク作りをしています。品川区は、子ども家庭支援センター児童相談担当と家庭あんしんセンターが主体となります。	
2 一日保育士体験	区立保育園に子どもを預けている保護者を対象に、保育士の仕事を一日体験することにより、あらたな子どもの姿を発見し、子育ての楽しさや保育園とのかかわり、子どもに対する相互理解を深めることができます。	
3 品川コミュニティ・スクール	学校と地域住民が一体となり継続性を保ちながら、教育活動の充実や児童・生徒の健全育成に取り組むための体制づくりとして品川コミュニティ・スクールを実施しています。	
4 ふれあい交流室 (ぷりすくーる西五反田内)	地域における子育て家庭支援の拠点として、児童および家庭の福祉向上を図ることを目的としています。子育て家庭に対する相談・援助や子育てに役立つ情報の公開および講演会の開催など様々な子育てのサポートを行っています。	
5 子育て交流サロン事業	主に0～2歳の親子を対象に、地域の乳幼児親子の交流と子育て相談の場として、荏原地区に子育て交流サロンを開設しています。	
6 悠々ボランティア (児童センター)	シニア世代(おおむね55歳以上)の人々のボランティア活動への意欲を引き出し、地域デビューを支援し、地域の子育て力の向上を図ります。豊富な知識、文化力、特技などを次世代に引継ぐとともに、児童センターにおいて子育て世代との交流を図っています。	
7 地域ボランティア育成講座 (児童センター)	親子のひろば等を経験した児童の保護者および児童センターを利用している児童の保護者を対象に、子育て支援に協力していただくことを目的として開催しています。	
8 だっこボランティア養成講座 (児童センター)	地域の大人を対象に保育知識、子育て意識を高めるため講演会や、実技講座を開催し、児童センターでの事業等で活躍するだっこボランティアを養成しています。	

9	品川子育てメッセの開催	現役育児中の母親により構成された実行委員会を中心に、品川区とNPO 法人ふれあいの家ーおばちゃんちの共催で、品川区の子育て情報を一堂に集めた見本市「品川子育てメッセ」を開催しています。	
10	子育て自主グループ支援事業	乳幼児から思春期の子どもの保護者を対象にした学習会・子育て支援講座を開催する自主グループの活動を支援しています。講座等の企画・運営を希望する団体を「子育て自主グループ講習」事業委託団体として決定し、子育て中の保護者に広く周知し、学習の機会を提供します。	
11	地域や大学等との協働	協働に関わる立正大学、清泉女子大学の学生が、大学で学ぶ理論、方法論、知識等を活かし、学習活動をより豊かなものとするため、学生の知見をすまいるスクールの事業運営に活かしています。また、学生が授業の一環としてすまいるスクールに従事し、単位の修得につながるものです。	
12	地域子育て支援活動団体助成事業	区内で乳幼児親子や子どもたちに居場所を提供するなどの子育て支援活動を行っている団体を対象とし、その活動に対して助成金を交付することで子育て支援の充実を図っています。	
13	地域交流室（ポップンルーム）	主に在宅で子育て中の方を対象に、荏原保健センターや保育園、ゆうゆうプラザの中に設置した地域交流室（ポップンルーム）を開放しています。小さな子どもでも安全に安心して遊べる場や、子育て中の方々が互いに交流を深めてもらえる場を提供します。	
14	空き店舗を活用した子育て交流ルーム	すべての子育て家庭が安心と喜びをもって子育てができるよう、地域で支えるネットワークの構築に向け、商店街の空き店舗を活用した保育ルームの運営を支援しています。	
15	高齢者多世代交流施設における子育て支援事業	区内在住 60 歳以上の高齢者と多世代の区民との交流を促進するため、地域交流スペース等を開放し、交流イベントを実施しています。	
16	しながわ親子読書の日・子ども読書の日事業	毎月 23 日を「しながわ親子読書の日」とし、おすすめの図書リストの作成と配布を行っています。また、子ども読書活動推進に関する法律により定められた「子ども読書の日(4月 23 日)」と秋の読書週間にちなみ、子どもたちに対し、読書の推進を図るために春季と秋季にブックフェア、館内行事、イベントを開催しています。	
17	児童見守りシステム（まもるっち）	子どもたちの安全の確保を図る目的で、全区立小学生および私立・国立小学校等通学者のうち保護者が希望する児童に対し、GPS 機能つき緊急通報装置「まもるっち」を貸与しています。	
18	こども 110 ばんの家	町会、青少年対策地区委員、PTA などの協力を得て、子どもたちが身の危険や不安を感じたときに保護をを求める場所を確保しています。	
19	わんわんパトロール	区内で動物病院等を経営する事業者または区を窓口として、わんわんパトロール事業への協力者登録を行った飼い主等が、犬の散歩を行うに当たり、区内で安全や安心を脅かす状況を認知した場合において、110 番通報等必要な措置を進んで行ってまいります。	

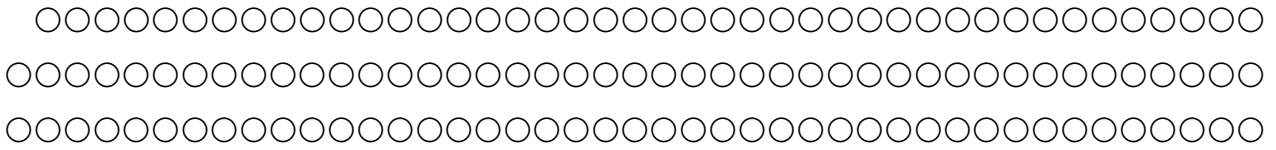
20	わんぱくパトロール	児童が青色回転灯付パトロール車に同乗して、子どもの目線でとらえた防犯広報活動を行うことにより、防犯の重要性を体験し自らの防犯意識の向上につなげています。	
21	自転車安全教室・スタントマンを活用した自転車安全教室	保育園・幼稚園児や小学生を対象に自転車の安全利用に関する交通安全教育を行っています。また、小学4年生以上を対象として、スタントマンによる交通事故の再現や事故原因等の説明を行い、自転車の交通事故防止を中心とした交通安全教育を行っています。	
22	83 運動	小学生の登下校時間である午前8時と午後3時には、なるべく外の用事を行いながら子どもを見守る「83 運動」を PTA と推進委員会が主体となり進めています。また、地域住民に運動の協力依頼、啓発・周知徹底を図っています。	

第4章 教育・保育の量の見込みと 確保方策

(第三期品川区子ども・子育て支援事業計画)

以降は現行計画と同様の形式を想定

1. 教育・保育提供地域の設定



地区の図を挿入

2. 幼児期の教育・保育

1. 幼児期の教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めます。区に居住する子どもの「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業などの利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定します。

保育の必要性の認定区分

保護者は給付を受ける資格があることの申請を区に行い、それに基づいて区が認定を行います。子どものための教育・保育給付認定は、「年齢」と「保育の必要性の有無」により1号から3号の区分で行われ、区分によって利用できる施設や事業が定められます。

- ・1号認定(19 条1項1号に該当:教育標準時間認定) 3～5歳 幼児期の学校教育
- ・2号認定(19 条1項2号に該当:満3歳以上・保育認定)3～5歳 保育の必要あり
- ・3号認定(19 条1項3号に該当:満3歳未満・保育認定)0～2歳 保育の必要あり

(1)各年齢別 教育・保育の量の見込み(ニーズ量)【全体】

現行計画と同様の形式を想定

(2)各年齢別 教育・保育の量の見込み(ニーズ量)【地区別】

① 品川地区

現行計画と同様の形式を想定

② 東大井・八潮地区

現行計画と同様の形式を想定

2. 提供体制の確保の内容およびその実施時期

(1) 教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策

計画期間の「量の見込み」に対する「確保方策」を定め、必要な教育・保育施設および地域型保育事業を整備します。

① 各認定別 教育・保育の量の見込みに対する確保方策

現行計画と同様の形式を想定

3. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、地域の実情に応じて実施するものです

ここでは、計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。量の見込みにあたっては、「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。

【地域子ども・子育て支援事業】

- (1)利用者支援に関する事業
- (2)時間外保育事業
- (3)放課後児童健全育成事業
- (4)子育て短期支援事業
- (5)乳児家庭全戸訪問事業
- (6)養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- (7)地域子育て支援拠点事業
- (8)一時預かり事業
- (9)病児保育事業
- (10)子育て援助活動支援事業
- (11)妊婦に対して健康診査を実施する事業
- (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- (14)子育て世帯訪問支援事業
- (15)児童育成支援拠点事業
- (16)親子関係形成支援事業
- (17)こども誰でも通園制度
- (18)産後ケア事業

新規事業が5つありますので、
ご検討ください。

(14)~(16)

令和4年 児童福祉法改正により創設された「新規三事業」
…手引き p.30

(17)、(18)

令和7年4月施行子ども子育て支援法改正により追加される
予定の事業

4. 幼児期の教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容

区では就学前の乳幼児が等しく質の高い保育・教育を受け、滑らかに小学校へ入学するための基礎をしっかりと身に付けることを目的として、0歳児からの保育・教育の充実に努めています。乳幼児教育実践の手引きとして作成した「のびのび育つしながわっこ」の活用により、乳幼児教育の充実と子育て環境のさらなる向上へと結びつくよう、引き続き取り組みます。また、乳幼児の保育・教育内容に高い関心を持ち、よりよい保育・教育を望む保護者が増えていくなか、区立幼稚園に認可保育園を併設する幼保一体施設や就学前乳幼児教育施設の設置、保育所型認定こども園の開設など、幼保一体化を意識的に進めて、乳幼児教育のさらなる質の向上に努めてきました。さらに、子どもを次世代に送り出すすべての施設においては、地域で子育てを支えあう環境を整備することと、家庭や地域の教育力を高め「子育て、親育ち」を支援する必要がある、公立の全保育園・幼稚園・児童センターを「チャイルドステーション」とし、育児相談や親仲間同士で交流・情報交換ができる場所として開放しており、今後

上記は現行計画の文章
必須事項を網羅した内容とする必要
がありますので、ご検討ください。

子ども・子育て支援事業計画の**必須事項**の記載内容について(基本指針 23ページより)

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

市町村は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、**幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援**その他地域の实情に応じた認定こども園の普及に係る**基本的考え方を記載**すること。

中でも**幼保連携型認定こども園**については、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましい。

また、**幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等**の市町村が行う必要な支援に関する事項を定めること。

また、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、**質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業**の役割、提供の必要性等に係る**基本的考え方及びその推進方策**を定めること。その際、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意すること。

さらに、第二の二の3に掲げる**教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携**についての基本的考え方を踏まえ、市町村におけるこれらの連携の推進方策を定めること。

第5章 計画の推進に向けて

